

戦後ドイツ社会民主党の転換について

課題番号

11610397

平成11年度～平成12年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）研究成果報告書

平成13年3月

研究代表者 安野正明
(広島大学総合科学部助教授)

研究組織

研究代表者 : 安野正明 (広島大学総合科学部助教授)

研究経費

平成 11 年度	1500 千円
平成 12 年度	500 千円
計	2000 千円

研究発表

(1) 学会誌等

安野正明「ドイツ社会民主党 1958 年党大会における組織改革の決定過程」『現代史研究』（現代史研究会発行）、46 号、平成 12 年 12 月

(2) 口頭発表

安野正明「戦後ドイツ社会民主党の基本綱領問題」、
第 11 回西日本ドイツ現代史学会（佐賀大学）
平成 13 年 3 月 31 日

(3) 出版物

なし

はじめに	3
問題提起	3
1 1957年9月連邦議会選挙から1958年3月の組織改革案提示まで ...	5
(1) 1957年9月連邦議会選挙の敗北とオレンハウアーの対応	5
(2) 「改革派」の対応—組織改革のための「トロイカ」形成	8
(3) 1957年10月の連邦議会議員団執行部選挙	11
(4) 連邦議会議員団執行部選挙後のオレンハウアーの対応	14
(5) 「7人委員会」提案—オレンハウアーと「改革派」の妥協	17
(6) 「7人委員会」提案に対する地方組織の反発	20
2 1958年5月シュトゥットガルト党大会の前後	22
(1) 基本綱領草案作成過程	22
(2) ヴェーナー副党首誕生の経緯	28
(3) シュトゥットガルト党大会	31
小活	33
3 ゴーデスベルク綱領制定の最終段階	35
(1) シュトゥットガルト党大会での議論と論点の整理	35
(2) シュトゥットガルト党大会後の混迷状況	37
(3) 混迷からの脱出	39
(4) 「第二草案」作成過程	44
(5) 「第二草案」公表からゴーデスベルク党大会まで	48
(6) ゴーデスベルク綱領の採択	49
まとめ	58

研究成果

はじめに

交付申請書の「研究目的・研究実施計画」に記したように、これまでの戦後ドイツ社会民主党（SPD）史研究では欠落していた、1959年の基本綱領制定過程を詳細に分析した。二年間にわたり科学研究費補助金を受けたことにより、この為に必要な文献を購入し、平成11年夏にはドイツ、ボンの社会民主党文書館で未刊行史料を収集することができ、研究をまとめる上で極めて有益であった。

この科学研究費補助金受給によって、最終的な取りまとめが可能になった1957年連邦議会選挙敗北後のドイツ社会民主党の転換過程＝党改革実現過程の分析に加えて、以前にまとめていた1945年～1957年までのドイツ社会民主党史研究を加味して、博士学位請求論文をまとめた。これは、平成12年11月に「戦後ドイツ社会民主党の党改革実現過程：党再建からゴータスベルク綱領制定まで」と題して、出身大学院に提出された。現在審査中であるが、以下に展開する研究成果報告は、この学位請求論文の第6章に相当することをあらかじめお断りしておきたい。

問題提起

1953年連邦議会選挙敗北後の党改革運動は1954年のベルリン党大会に至る過程で挫折を余儀なくされ、そこで提示されていた問題は未解決のまま残った。組織改革だけでなく、基本綱領制定も1955年以降、停滞状況に陥っていた。

1953年選挙後の党改革をなおざりにしたSPDは、1957年選挙でCDU/CSUにさらに水をあげられてゆく。この選挙ではSPDが31.8%に止まったのに対し、CDU/CSUは50.2%を獲得した。西ドイツ史上、単一会派で連邦議会の単独過半数を超えたのはこの時が唯一であり、SPDは「万年野党」を運命付けられたかのようにであった。

しかし、周知のように1960年代に入ってSPDは政権政党へ飛躍してゆく。そしてこの発展に道を開いたのが、1957年選挙後の「一連の党改革」であり、その二本柱として、1958年シュトゥットガルト党大会で実現した党組織改革と人事の刷新、そして1959年の戦後初の基本綱領（ゴータスベルク綱領）制

定が挙げられる。

レッシュェとヴァルターは「1958年の組織改革、およびそれと結びつけられた人事の決定、またその帰結である SPD の『議会主義化』は、その意義においても効果においても、いくら評価してもしすぎることはない」¹と 1958年の組織改革を重視しているが、その帰結が「議会主義化」という概念で現されているように、一般に 1958年の改革は、連邦議会議員団を中心とする「改革派」(Reformer)が「党官僚」(Apparat)に対して勝利を収めた画期と把握されてきた²。

単純化しすぎとの誹りを恐れず図式的整理を試みれば、「改革派」とは選挙の敗北に敏感に反応し、戦後の社会変動に対する自己変革能力と実効的な政策立案能力を持つ連邦議会議員団を中心とし、1960年代に入って SPD を発展させてゆく党改革推進勢力である。対する「党官僚」は、度重なる選挙敗北にも関わらず戦前の伝統に固執し、党改革に反対して停滞的指導を行い続け、1950年代の沈滞から SPD を解放できない旧守派・伝統主義者達である。

そして、「改革派」の中心人物として連邦議会議員団を率いるカルロ・シュミット、フリッツ・エルラー、ヘルベルト・ヴェーナーの「トロイカ」があげられ、党改革に抵抗して「改革派」に敗北してゆく「党官僚」の頂点に伝統主義者のシンボリック的存在としてエーリヒ・オレンハウアー党首が通常位置付けられている³。

わが国の研究でも、基本的に上記のように「改革派」対「党官僚」の対立関係をとらえ、その力関係の逆転の画期、「改革派」の勝利の画期として 1958年の組織改革は評価されてきた。たとえば、1957年連邦議会選挙後「議員団が優勢になり始め」⁴、シュトゥットガルト党大会での「一連の人事は、改革派と党本部の党エリートとの力関係が変化したことを明らかに示していた」⁵、「シュミット、エルラー、ヴェーナーは連邦議会議員団を率いて、戦前の伝統を墨守する党執行部の改革を、ついに 58 年党大会で実現した」⁶、「議員団のリーダーシップを握ることによって、それをいわば保壘として、改革派は党の実権を掌握していく」⁷と書かれている。

そして、この延長線上に「一連の党改革」の一環として、ゴードスベルク綱領も位置付けられるのが一般的な理解であろう。クロツバッハは党改革が勝利を収める過程の頂点にゴードスベルク綱領を位置づけているが⁸、たとえば、「綱領の改定は、内容に関する主導権を改革派が握ったことでその方向は明らかになった」⁹、「新綱領の作成は、新体制の指導部（ことに改革派）にとってその

力量を問われる最初の試金石となった」¹⁰と書かれているように、ゴードスベルク綱領も組織改革と同様に、通常は「改革派」が勝利を収めてゆくプロセスに位置づけられてきた。

1958年の組織改革と1959年の基本綱領制定は、確かに「一連の党改革」なのではあるが、従来の研究は、それぞれの党改革が実現してゆく過程の実証分析が不十分なまま、上記の「改革派」対「党官僚」の対立図式を両方に投影させてきた。

以下本稿では、1957年連邦議会選挙後、1958年の組織改革と1959年のゴードスベルク綱領制定が実現してゆくプロセスを詳細に分析する。これまで明らかでなかった党改革の実現過程を細かく跡づけるのは、それ自体に意味があると考えているだけでなく、それを通じて、一般化している「改革派」対「党官僚」という二項対立図式で「一連の党改革」の実現を把握することの問題点が摘出され、「一連の党改革」が成功裏に実現してゆく過程と理由を考察する際に、これまでとは異なる分析視角を提供できると考えるからである。

その際、組織改革とゴードスベルク綱領制定の推進勢力がどこにあったかを見極め、二つの党改革の相互関連に注目したい。そのため、いささか一つの章としては長くなることを厭わず、組織改革とゴードスベルク綱領制定を別々の章としては立てず、まとめて論ずることにする。

1 1957年9月連邦議会選挙から1958年3月の組織改革案提示まで

(1) 1957年9月連邦議会選挙の敗北とオレンハウアーの対応

IV-3-(3)で触れたように、SPDは政治の焦点を1950年代前半の最大の争点であった外交から内政へ切り替えようとして、1956年に内政面で攻勢に出ていた。しかし、SPDはこの内政面での革新を1957年選挙の争点にはできなかった¹¹。

アデナウアー大勝の一要因となった1957年春の年金改革は、SPDとCDU/CSUの「大連合」による社会政策であったが、「アデナウアーの年金改革」と宣伝されてしまった。全体として社会政策においてはSPDとCDU/CSUとの間に極端な対立がなかったがゆえに、両者の差異化にあたっては、従来からの外交政策・ドイツ政策の対立を争点化しようとするアデナウアー側の戦術が効果をあげた。加えて、「オレンハウアー対アデナウアー」という対抗軸が前面に出されたことは、実績とカリスマ性を兼ね備えた首相を擁するCDU/CSUに有利に働いた。

敗因分析にあたって SPD は、「経済の奇跡」が社会の広範な層に浸透し、そのゆえに CDU/CSU が選ばれたのであるという評価を認めざるを得なかった。ニーダーザクセンのある活動家は、ハノーファーのフォルクスワーゲン工場の前でピラまきをしたとき、労働者の通勤手段は 100 人が自動車に対して、自転車で工場に来た労働者は 1 人にすぎなかったと報告していた¹²。労働者の生活水準の上昇は明らかであったが、この事実を SPD の努力の成果と誇ることはできなかったようで、労働者の意識も変わっており、この選挙は古典的な意味での労働運動はもはや存在しない時代になったことを悟らされた選挙であった。

有権者は生活や福祉を考えて結論を出したと思われ、有権者を責めることはできないという反省は SPD の党幹部会全体会議でも聞かれた。CDU/CSU が「経済の奇跡」を実現した政党としてポジティブに自己宣伝できたのに対し、SPD は他党にはない負債を負っていることが活動家には選挙戦中感じられていた。それは、SPD が唯一の「ヴァイマル政党」であるがゆえに、当時の経済的苦況、大量失業の記憶と SPD が結びついてしまうのであった。

そして、SPD の活動家達が悔しさをもって認めざるを得なかったのは、選挙戦に 500 万マルクしか使えなかった SPD の宣伝が、はなはだ下手で貧弱なことだった。選挙戦が進むにつれて、挑戦者である SPD の方が防戦一方に追い込まれていくような沈滞した雰囲気、SPD の活動家にも強くなっていたとの声が現場からは寄せられていたのである¹³。

また、シューマッハー以来 SPD のソ連と共産主義に対する対決的姿勢は一貫していたにもかかわらず、「アカは同じ」という類の宣伝が、CDU/CSU との差異を際立たせるために使われてしまった。CDU/CSU は 1956 年のハンガリー動乱と 1957 年の選挙戦を絡め、この選挙は西ドイツとヨーロッパが「キリスト教的にとどまるか、共産主義になるか」をめぐる戦いであると、SPD とモスクワを結びつけ、選挙戦を戦っていた。共産主義と社会主義を区別できない一般有権者の不安をかき立てるプロパガンダを、アデナウアー達は巧みに展開して効果をあげていた¹⁴。ここにおいて、戦後 SPD がまだ 1925 年のハイデルベルク綱領に代わる基本綱領を制定できていないことは、決してプラスにはなっていないかった。

とはいえ、多くの人にとって唐突なことに、選挙結果を聞いてのオレンハウアーの第一反応が、「今こそ可及的速やかに基本綱領制定を」だったのである¹⁵。選挙敗北の 3 日後、1957 年 9 月 18 日の党幹部会全体会議で、彼は 1958 年の党大会に基本綱領草案を提示するという日程を提示し、基本綱領委員会に

1958年の始めまでにその準備を終えるように要請したのである¹⁶。

オレンハウアーは選挙の敗因分析と関係させつつ、地方組織代表も参集した9月25日の党幹部会拡大会議でも基本綱領早期制定を訴えた。SPDは労働者からの得票を以前より少なくしており、アデナウアーの勝利はSPDに投じられなかった労働者票が無視できぬ数にのぼった結果であったと、オレンハウアーは分析した。彼が社会主義運動に身を投じた頃とは異なる労働者層の出現、「階級意識を持つ労働者」から「階級意識を忌避する被雇用者」が増大するという変化に戸惑いながら、中間層獲得政策を否定するのではないが、イタリアやフランスの党が苦しんでいるように、核となる層があいまいになると党の基盤を失うことになりかねないと、労働者の支持回復にSPDの最優先課題を置くべきとオレンハウアーは指示をしていた。基本綱領制定を選挙後の緊急の課題と訴える際、オレンハウアーは中間層への支持拡大も考慮に入れてはいるが、最優先されていたのは、性格を変えつつある労働者層を再び引きつけることであった。

また短期的には選挙での得票を増すことにつながらなかったものの、「第二次産業革命」への対応にSPDの未来の大きな可能性があり、それを党の中心政策に置き続けることは変えてはならなかった。1956年に打ち出された「第二次産業革命」論は、基本綱領論議にも取り入れられるべきである。以上のことに留意して、変化する今日の社会において主張しうる民主的社會主義の顔を見いだすことが今求められている大きな課題であり、そのために基本綱領の制定を急ぐべきだとオレンハウアーは強調した¹⁷。

このようにオレンハウアーは基本綱領早期制定に強い意欲を示した一方で、組織改革については当初、極めて消極的であった。これに反発して、9月25日の党幹部会拡大会議でハインツ・キューン（後のノルトライン・ヴェストファーレン州首相）は、オレンハウアーに加えて二人の平等同権の党首を置き、三党首体制を取るべきであると提案した。キューンが名前を挙げたのはシュミットとヴェーナーであり、この二人はそれぞれ異なる層をSPDに引きつけるのに貢献することが期待できるというのである。

また、左派色の強い大支部南ヘッセンを率いていたビルケルバッハは、従来の有給党幹部会員と無給党幹部会員の二区分を廃止した上で、党幹部会を40人程度の規模とし、その中に6人程度の小党幹部会を設け、これを党の新たな中心にするという提案をした¹⁸。キューンやビルケルバッハは組織改革を1957年選挙後の党改革の柱とし、基本綱領早期制定には関心を示さなかった。

ところでなぜ、1957年選挙後になって急にオレンハウアーは、このような積極姿勢に転じたのであろうか？彼自身の説明によれば、基本綱領をできるだけ早く制定するという決断に影響を与えたのは、オーストリア社会民主党(SPÖ)の基本綱領制定が最終局面に入りつつあることであった。戦後どの社会主義政党も新基本綱領制定に困難を抱えていたが、SPÖがどのような決着をつけて「党の顔」を樹立するかに注目し、そこからSPDも教訓を引き出すことができるであろうとオレンハウアーは述べていた¹⁹。

(2) 「改革派」の対応—組織改革のための「トロイカ」形成

1953年選挙後の党改革運動に挫折し、以後党組織に関する改革論議を封じ込められていた「改革派」は、カルロ・シュミットが「SPDに必要なのは新しい綱領ではなく、新しい指導部である」と主張したように²⁰、基本綱領制定には否定的で、組織改革と党指導部の人事の刷新に邁進しようとした。

1957年選挙を受けて、シュミットらの最初の仕事は、1953年選挙後の轍を踏まないように、「改革派」を実質的に力ある変革勢力としてまとめることであった。その核として形成されたのが、シュミット、エルラー、ヴェーナーの「トロイカ」である。ただ、この3人は、いずれも1945年以前はSPD党员ではなかったが、出自や文化的バックボーンは対照的と言っていいくらい異なっていた。

シュミットは戦後になって初めて政党政治の世界に身を投じ、西ドイツ基本法制定にあたって中心的な役割を果たして令名を高くした大学教授であった。彼は、伝統的な労働者運動やそのミリューからは縁遠いところで精神形成をした、教養市民層の系譜に連なる知識人であり、知識人層にSPDの支持を広げたいというシューマッハーの庇護を受けて短期間に台頭した。彼の知的能力は党派を超えて高く評価されており、SPDの外においては最も人気の高いSPDの政治家であったが、それが彼の限界にもなっていた²¹。

エルラーは「新規まき直し」(Neu Beginnen)に属し、ヴェーナーは共産党の幹部と、この二人は若くして社会主義運動に身を投じ、どちらも当時のSPDより左の党派で反ナチ抵抗運動に加わっていた。しかし戦後は、エルラーが1953年後の党改革論議に見られるように、齒に衣を着せぬ党指導部批判を恐れなかったのに対し、ヴェーナーは党指導部を敵に回すことを慎重に避けていた。ヴェーナーは1953年選挙後のエルラーとシュミットの党改革運動には冷淡で、同調しなかった。

エルラーは SPD 再建期、シュミットが委員長を務めた大支部南ヴェルテンベルクで活動を始めて以来、シュミットと懇意な関係にあった。この二人はかねてから党改革に熱心のあまり、どちらかという党指導部によって冷遇されてきた「右派」の「改革派」であった。これに対してヴェーナーは党指導部と事を構えず、「左派」の信頼を集めていた実力者であって、「改革派」のリーダーと見なされていたわけではなかった。

しかし、1957 年選挙後に行動を起こすことを決めていたシュミットは、「左派」に強い影響力を持つヴェーナーの協力が得られなければ、「100 年になる党の伝統との断絶」と思われかねない党組織改革の成功はおぼつかないと確信していた。そこで彼は確執のあったエルラーとヴェーナーの関係修復に尽力し、3 人の協力関係が形成されていった。彼らは、1957 年選挙敗北後の SPD の再生のためには、党幹部会と連邦議会議員団を一体化する組織改革が必要との認識において一致したのである²²。そのための「トロイカ」結成であった。

ここで確認しておきたいことは、シュミットやエルラーをはじめ「改革派」に連なる人々は、かつては組織改革だけではなく、社会主義の新たな精神的基礎付け、綱領的革新にも並々ならぬ関心を寄せていたにもかかわらず、1957 年選挙後は基本綱領早期制定には関心を失っていたということである。たとえば、III で触れたように、ゴードスベルク綱領の先駆けと位置付けられる 1947 年のツィーゲンハイン決議にシュミットは中心的役割を果たした一人であり、1950 年党大会では SPD の新しい精神的方向付けについて演説を行っていた。また 1953 年選挙後の改革論議では、SPD の伝統に愛着を捨てきれない多くの党員の憤激を恐れず、「SPD は時代に合わない余計な荷物(Ballast)を捨て去るべきである」と主張していた。

このように、シュミットは SPD の綱領的革新にかつては熱心に取り組んでいた一人であり、1955 年 3 月に設置された基本綱領委員会の一員でもあったが、1957 年選挙後は、基本綱領制定にきわめて消極的となっていた。エルラーも基本綱領委員会に名を連ねていたが、多忙を理由に委員を辞したいという意向を示していた²³。彼らの名前は基本綱領委員会のリストに形式的に残っているだけであった。ヴァイサーはシュミットに基本綱領問題に関心を取り戻して力を貸してほしいと懇請していたが、シュミットは協力しようとはせず、ヴァイサーは失望していた²⁴。

「改革派」が組織改革に集中し、かつて熱心であった基本綱領問題から遠ざかっていったのはなぜであろう。1953 年選挙後の党改革運動が挫折したのは、

地方組織の大勢がこの時点では「党官僚」を支持し、大支部単位で選ばれる代議員の圧倒的多数がオレンハウアー党首の意向に従ったからであった。エルラーやシュミットはセンセーショナルな個人プレーによって脚光を浴びてはいたが、有力な地方組織に浸透して党改革に向けて連携するには至らなかった。つまり、この時点ではシュミットやエルラーらの「改革派」は、実体としては「改革派」と言えるほどの実力者集団として組織化されてはいなかった。

この時の挫折体験は、エルラーやシュミットに「組織」の重要性を再認識させ、深刻な反省をせまっていた。マスコミのスポットライトを浴び、派手な言論活動を展開しても、地方組織に理解者を増やし、最終的には党大会の票決で多数を獲得できなければ党改革は実現できないことを彼らは悟らざるを得なかった。この時の教訓が、1957年選挙後の「トロイカ」の結成につながったのである。

加えて、1952年の文化政策委員会の「肅正」から1954年党大会での改訂行動綱領の制定を通じて（Ⅲ-1-(3)参照）、基本綱領制定運動がオレンハウアーの管理下に置かれるようになったことに留意すべきである。すなわち、オレンハウアーは1954年党大会において組織問題で勝利を取めただけでなく、行動綱領の改訂と新たに追加された「序文」によって、戦後の党内論議を踏まえての綱領的革新を、党内での浸透度はさておき、彼の管理下に「改革派」の先を行って相当程度成し遂げてしまっていた。そしてこの延長線上に、オレンハウアーに忠実な有給党幹部会員のアイヒラーが中心となって基本綱領制定が行われてゆくというルールが敷かれて、1957年に至っていた。

つまり党組織の大幅な改革には消極的でも、基本綱領を通じての党改革にはオレンハウアーは決してもともと不熱心ではなかったのである。このことは、しばしば見逃されている。1947年のツィーゲンハイン会議に、シューマッハーは参加していなかったが、オレンハウアーは加わっていたことを想起されたい。

このような状況下で、エルラーやシュミットが内容的にもオレンハウアー等とは異なる独自性を示しつつ、主体的に基本綱領制定に割り込んでいくことは難しかった。「改革派」は基本綱領制定の主導権を奪えなかったのである。かくしてシュミットやエルラーは、1957年の時点では基本綱領に対するかつての熱意を失い、党改革の最優先課題として組織改革に邁進することになったのである。

また、組織改革を最優先するという「改革派」の方針は、1953年選挙後と

は異なり、党内世論の支持を得ていた。連邦議会選挙敗北後、『フォアヴェルツ』に掲載された投書も含めて、様々な個人や支部からボンの党本部に意見が寄せられていた²⁵。それらのほとんどは、有給党幹部会員制に批判的な観点からの組織改革にかかわる提案であった。選挙後のオレンハウアーの第一反応は「今こそ基本綱領を」であったが、党内世論の大勢は党指導部の組織改革と人事の刷新を緊急の課題と認識していた。

組織改革提案の多くに共通していたのは「政治(Politik)と管理(Verwaltung)の分離」であった。これは戦後 SPD 再建以来、党本部にあって「決定と執行」を一手に掌握し続けていた有給党幹部会員の閉鎖的集団、特に連邦議会に議席を持たない専従党官僚から「政治指導と決定」の権限を奪うべきであるという要求であった。「政治と管理の分離」は、かつて 1953 年選挙敗北後エルラーが提起した要求であったが、その時は「決定と執行の分離」という「ブルジョワ民主主義の原理」を党組織運営にも適用すべきという議論は、伝統的な SPD の組織原理にはそぐわないと批判され、葬られていた。

しかし、今回は多くの個人、また地方組織から口裏を合わせたかのように「政治と管理の分離」が掲げられ、人事の刷新要求がそれに伴っていた。1953 年選挙後はエルラーが孤立したが、1957 年選挙後は「党官僚」が劣勢に追い込まれていた。オレンハウアー指導部に全幅の信頼を寄せる声がなかったわけではないが、「改革派」は相当数の地方組織を引き寄せていたのである²⁶。

(3) 1957 年 10 月の連邦議会議員団執行部選挙

1957 年 9 月選挙敗北直後、オレンハウアーは基本綱領制定に邁進しようとしたが、「改革派」は組織改革を求め基本綱領には否定的という対立構図ができていた。この綱引きが行われている最中、1957 年 10 月末に新しく選ばれた連邦議会議員団執行部をどう構成するかをめぐって、オレンハウアーと「改革派」は激突することになった。

エルラーとシュミットの地元である大支部ジュートヴェストは「改革派」の牙城となっていたが、シェトレ委員長の下で 1957 年 10 月 19 日に開かれたこの大支部の党幹部会では、この 3 日後に予定されていた SPD 連邦議会議員団新執行部選挙への対応が話し合われていた。

連邦議会議員団執行部の構成がどうなるかについては、シェトレ自身が鍵を握る立場にあった。というのは、1953 年選挙後、オレンハウアー党首が議員団長に、メリエス副党首が副議員団長になるという「人事結合」に加えて、有

給党幹部会員でない副議員団長が 1 人置かれることになり、これにシェトレが選ばれていたからである。そして、オレンハウアーは 1957 年選挙後も「人事結合」原則の堅持を前提として、オレンハウアー、メリエス、シェトレの三人体制を継続するつもりであった。しかし、シェトレは 10 月 19 日の大支部ジュートヴェストの会議で、メリエスと副議員団長を分かち合うつもりはなく、いかにオレンハウアーが強く要請しても副議員団長の再選は固辞すると述べていたのである。

有給党幹部会員が強い決定権を行使する党組織は今こそ改められなければならないと、シェトレは 10 月 19 日の会議で「改革派」の組織改革要求の実現を強く支持する姿勢を示した。シェトレの副議員団長再選固辞の意図は、それによってオレンハウアーの書いたシナリオを狂わせ、議員団執行部選挙に実質的な競争選挙を導入することによってメリエスを落選させて「人事結合」を崩し、「改革派」が進めようとした党組織改革への突破口を開くことにあった²⁷。シェトレをエルラー等と並べて「改革派」に数える見解は一般的ではないが、オレンハウアーより若干年長で、シューマッハーの同輩として党内に重きを置いていたシェトレの「改革派」合流は、党改革の帰趨に少なからぬ影響を与えることになる。

10 月 22 日に開かれた議員団執行部会議で、3 日前の「反乱計画」通りにシェトレは「新しい発展を妨げないようにするため」として副議員団長の再選を固辞した。これによって、シェトレと抱き合わせでメリエス再選を決めようとしたオレンハウアーの計算は狂った。続いてエルラーはオレンハウアーの固執する「人事結合」は SPD の発展にはつながらないと批判し、シュミットとヴェーナーもエルラーの議論をバックアップして連帯を誇示した。

オレンハウアーは、副議員団長ポストをシェトレとメリエスに加えて 3 名追加して（「トロイカ」を当てるつもりであったと推察される）計 5 名にするという妥協案を提示したが、シェトレは固辞を続け、この提案は 9 対 7 で否決された。この後、エルラー、シュミット、ヴェーナーの三人を副議員団長にするという動議が賛成 11、反対 1、その他は棄権で採択されたが、オレンハウアーはなおも「人事結合」と副党首の名誉を救おうとして、4 番目の副議員団長としてメリエスを加えるように主張し、この日の議員団執行部会議は決着が付かず終わった。

この問題は 10 月 30 日の新しく選ばれた議員団総会の場に持ち越され、「改革派」の目論見通り、民主的に全議員の投票で議員団執行部を選ぶという方法

が採られた。オレンハウアー自身は 156 票中 134 票を得て議員団長に再選されたものの、3 人置かれることになった副議員団長はシュミット (131 票)、ヴェーナー (110 票)、エルラー (101 票) の「トロイカ」が独占し、メリエス副党首は 72 票で落選の屈辱を味わされたのである²⁸。

1957 年 10 月 30 日の議員団執行部人事は、「改革派」のより大きな目標、来るべき党大会での組織改革実現と人事刷新に向けての一步であり、1957 年 9 月選挙後の広範な党内世論を背景にしたオレンハウアーに対する警告であった。

ただ、オレンハウアー指導部に対する批判が 1957 年選挙後強くなったという場合、「改革派」の攻撃の矛先はオレンハウアーよりも、有給党幹部会員の中でも連邦議会に議席を持たず党本部で強大な権限を握っていた専従党官僚、なかんずくフリッツ・ハイネに向けられていた。党本部に寄せられた地方組織の意見書でも、ハイネを名指して批判するものが目に付く。

「改革派」の連邦議会議員団は徐々にその中に各政策分野の専門家集団を形成していったのに対し、有給党幹部会員の専従党官僚²⁹は必ずしも全員が担当分野における卓越した党内専門家として機能してはいなかったし、実際の管轄は極めて曖昧であった。ハイネは報道・宣伝を担当していたが、戦後社会において変化の著しかったメディアやプロパガンダに関する最新のノウハウを身につけた専門家には程遠い伝統的党官僚であった。書記長職は置かれてはいなかったが、彼は専従党官僚の筆頭格として党務全般に関わっており、超多忙で報道・宣伝に専念できなかつたにもかかわらず、選挙の度にプロパガンダに関する「党内独裁者」として臨んでいた。1957 年選挙の SPD の敗北は、多分に宣伝の敗北であったが、ハイネはその責任を負おうとせず、地方の活動家や SPD 系ジャーナリストの「無能と怠慢」を責めており、反感を買っていた。

連邦議会議員は選挙や議会活動を通じて日常的に SPD の外の世界と交渉し、それを通じて SPD の危機を実感せざるを得なかつたのに対し、ポンの党本部に鎮座する有給党幹部会の専従党官僚は、外の世界とのつながりを失って、閉鎖的な特権集団化する傾向が生まれていたのである。オレンハウアーの信頼の厚かつた黨員ジャーナリストのフリッツ・ゼンガーは、ハイネが勤勉な党官僚であることを認めながらも、「ハイネはあまりに口を出しすぎる」「われわれを馬鹿だというなら、全部ハイネが自分でやればいけないか」という手紙を彼に寄せた仲間がいたことを紹介し、ジャーナリストを操作しようとするのでなく、情報を与えて自由に活動させることで信頼関係を築かなければいけないのに、それに反することばかりハイネはしてきたと批判していた。選挙結果もさ

ることながら、選挙後のこのような党内状況の方がゼンガーの気持ちを憂鬱にしていた。選挙後の党内情勢を見て、「皇帝は去ったが、将軍達は残った」にならないために、「将軍達」の入れ替えが必要ではないかとゼンガーはオレンハウアーに進言していた³⁰。

(4)連邦議会議員団執行部選挙後のオレンハウアーの対応

少し意外なことに、しかし理のあることではあったが、基本綱領委員会は「できるだけ速やかに基本綱領を」というオレンハウアーの檄を歓迎しなかった。

「意外なことに」というのは、1955年に活動を開始した基本綱領委員会は早期基本綱領制定を目指していたが、IV-3-(2)に書いたような事情で、なかなか仕事を前に進められなかったからである。

本来、準備が十分であれば、オレンハウアーの指示は「追い風」となったはずである。しかし、1957年選挙終了まで活動自粛の圧力を受けていたのであるから、1958年の党大会に間に合うように1958年の始めまでに基本綱領草案作成を完成させよというオレンハウアーの提示した日程は³¹、基本綱領委員会にとって過酷な要求であった。

ヴァイサーは、冬の数ヶ月で最終的な案を求めるというのは基本綱領委員会をないがしろにする要求であり、長年積み上げてきた学問的成果は生かされず、伝統に接続して未来を示す質的に優れた基本綱領は作れないと、オレンハウアーに抗議の手紙を送っていた³²。

10月16日の党幹部会全体会議では、オレンハウアーに忠実なアイヒラーさえ、オレンハウアーの設定した日程では議論を尽くせないまま、間に合わせ的な基本綱領草案を提示して終わらざるを得ないだろうと、戸惑いを隠していなかったのである。

さらにこの日の会議では、基本綱領制定に対して、時間不足で草案提示も議論もできないのではないかと（ヴェーナー）、基本綱領は短期で決定できない（ベクラー）、綱領は党大会の間の2年間をかけて議論すべきである（エルラー）と、急ぐオレンハウアーに否定的な意見が相次いだ³³。

「改革派」の一拠点となっていた大支部ジュートヴェストでも、基本綱領それ自体を「将来に禍根を残す」（シェトレ）、「基本綱領はつまるところわれわれを助けるのではなく、敵がわれわれを攻撃するのを助けるだけ」（アレックス・メラ）と基本綱領制定を否定的にとらえる意見が続出しており、基本綱領制定によって党改革が損なわれるかのような否定的な意見が支配的であった。

「改革派」が一致して基本綱領制定に反対しただけでなく、アイヒラーやヴァイサーといった基本綱領委員会の積極的なメンバーでさえ、オレンハウアーの基本綱領制定スケジュールでは悔いの残らぬ基本綱領は作成できないと異を唱えていた。つまり、基本綱領早期制定を打ち出したオレンハウアーは、1957年秋、党内で孤立状態にあったと言って良い。

オレンハウアーはしばしば「調整型の党首」と呼ばれ、強力なリーダーシップを発揮した前任者シューマッハーと対照的とされるが、ことこの件に関しては、強い意志をもって早期基本綱領制定の方向に党全体を動かそうとした。彼は10月16日の党幹部会全体会議で、「拙速は止めよ」という「改革派」の批判が浴びせられる中、1958年の党大会で基本綱領の第一読会を断固として行うという彼の設定したスケジュールを貫徹した³⁵。

そして次の11月20日の党幹部会全体会議では、10月末の連邦議会議員団執行部選挙の結果を踏まえてオレンハウアーと「改革派」との間に、組織改革をめぐって激論が交わされた。SPDを指導し決定する機関は党大会で選出される党幹部会のみであり、連邦議会議員団が党幹部会に取って代わるものではないという原則の堅持については、オレンハウアーも「改革派」も異論はなかった。対立が深刻で組織改革の焦点となったのは、党幹部会をどのように構成し機能させるかであった。

従来は党幹部会員全員が集まる機会が少なかったもので、党規約に明確な規定があるのではないのに、結果としてボンの党本部に常在している専従党官僚の有給党幹部会員に権力が集中してしまったのである。「改革派」の要求はこのような有給党幹部会員と、平均月1回の党幹部会全体会議で発言できるだけの無給党幹部会員という党幹部会の二重構造が解消され、頻繁に集まって実質的に党全体を指導できる機関として党幹部会が再編されることであった。その具体案作りをめぐって、議論は進行していった。

この会議で左派色の強い大支部南ヘッセンを率いていたヴィリ・ビルケルバッハは、「頻繁に集まれる規模の小さい党幹部会」と「拡大党幹部会」の二つが必要ではないかと提案した。前者は11～13人のメンバーからなり、後者は40人程度のメンバーからなる。党を指導する幹部は本当の選挙で選ばれるべきで、専従党官僚がSPDの政治的指導を掌握するようなことはあってはならないと主張した³⁶。

クネーリングンはビルケルバッハ提案の「頻繁に集まれる規模の小さい党幹

部会」に賛成し、それに常任幹事会(Präsidium)という名を当てた。常任幹事会は党幹部会の中に設置され常設的に機能する最高機関で、有給党幹部会と連邦議会議員団の不適切な分離が解消されるように党全体を代表するごく少数から構成されるべきであった。またクネーリングは、副党首を二人にすべきであると提案した³⁷。

この提案に対してオレンハウアーは、いつも党本部にいて党務に専念できる有給党幹部会員は必要であるし、党常任幹事会案はそこに入れる党幹部会員とそれ以外の党幹部会員を差別することになるので好ましくないと反対はした。しかし注目すべき事に、11月20日の会議ではじめてオレンハウアーは、現在の党組織がハノーファーのオデオン通りの時代、つまり連邦議会がない占領初期、SPDが党幹部会以外に代表機関を持たなかった時代につくられたもので、改革の必要があることを認めた。そして、様々な提案をふまえて党組織改革の方向を定め、1958年5月の党大会に向けて具体的組織改革案を作成する委員会の設置を提案したのである。

そしてオレンハウアーは、この組織改革委員会を二つに分けた。一つは懸案となっている党指導部の組織改革案を作成する委員会、もう一つはそれ以外の組織問題全般を検討する委員会である。そして、前者のメンバーとして、オレンハウアー、メリエス、ナオ、エルラー、シュミット、ヴェーナー、クネーリングの7名を提案し了承された(以下この党指導部改革委員会を「7人委員会」と略称する)。そして、もう一つの、率直に言って成果をあまり期待されていなかった委員会(実際、この委員会は地方組織を検討したが、シュトゥットガルト党大会に提案を出すには至らなかった³⁸)にハイネ、クーキル、ルイーゼ・アルベルツ、ビルケルバッハ、ベクラー、フランケ、オーリヒ、フィティングホフの8人を入れた³⁹。

ここで押さえておくべきは、専従党官僚の筆頭格であったハイネと組織問題担当の有給党幹部会員であったクーキルが党指導部組織改革に関する検討を許されない委員会に回され、この問題を検討する「7人委員会」の多数派を「改革派」が占める提案をオレンハウアー自らが行ったことである。7人のうち有給党幹部会員は3人(オレンハウアー、メリエス、ナオ)だけであった。1953年選挙敗北後の党改革要求を受けてオレンハウアーが設置した組織改革検討委員会ではクーキルが座長を務め、エルラー等の求めた抜本的組織改革運動はこの中で封じ込められていったが、1957年選挙後はオレンハウアーは同じ手法を用いようとはしなかったのである。

上記のような構成の「7人委員会」の設置提案は、10月30日の議員団執行部選挙とボンに集まってきた党内世論の動向を見て、ゼンガーが勧めたような「将軍達の入れ替え」の方向にオレンハウアーが舵を切り替えたことを示唆していた。これに対して、1958年に入ってから、オレンハウアーのスケジュール通りには基本綱領を制定させまいとする「改革派」の努力は続いていた。

エルラーは1958年2月に、ヴィリ・ブランツがフランツ・ノイマンを倒して大支部の委員長になって間もなくのベルリンを訪れ、基本綱領制定の機が熟しているかの検討はまだ不十分であり、行動綱領序文の拡大で目標は果たせるのではないかと基本綱領制定に反対する演説を行っていた⁴⁰。ヘルマン・ブリルはエルラーに「基本綱領問題は党大会の議題からはずされるべきである」という希望を伝え⁴¹、シェトレも3月5日の党幹部会全体会議で基本綱領をこの時期に制定するのは不適切と否定的な発言をした。これに対してオレンハウアーは、基本綱領制定はミュンヘン党大会で委任された課題であるとして反対を退け、彼の方針を貫徹した⁴²。「改革派」は、オレンハウアーの勢いを止めることはできなかった。

(5) 「7人委員会」提案—オレンハウアーと「改革派」の妥協

「7人委員会」は1957年の暮りに設置されたが、その討議経過と党指導部改革案が党幹部会全体会議に報告されたのは1958年3月4日であった⁴³。

「7人委員会」で最初に討議されたのは二つの原則問題であった。第一の問題は、二つの党大会の間、党を指導する最高機関は何かという問題であった。これについては、SPDを指導する最高機関は党幹部会であり、連邦議会議員団執行部も含めて他のいかなる機関も党幹部会に代わるものではないという原則確認をして、もめることなく決着した。

しかし、中央の党幹部会に部分的にでも州を単位とした代表が置かれるべきか否かという第二の問題は、合意が形成されず退けられることになった。これはクネーリングゲンが熱意を持っていた組織改革案であった。その骨子は、党大会ですべての党幹部会員を選ぶという党組織規約を変更して、11人（州の数）の党幹部会員は実質的には州単位で地方組織が選べるようにすべきであるという意見であった。

西ドイツの連邦主義的憲法体制を踏まえ、SPDの地方組織を州単位で再編したうえで党中央においてこれまでより強い発言力を持つような組織改革が行われるべきであるというのは、いかにもバイエルン人クネーリングゲンらしい構想

であったが、「バイエルンの」というよりは、抜本的な党組織改革を真剣に指向した問題提起であった。というのは、オレンハウアー提案では中央指導部改革と地方組織改革が別々の委員会で論じられることになっていたが、クネーリングン構想は両者の改革を連関させるべきであるという提案だったからである。

党再建後も大支部が地方組織の基本単位であったが、これは戦後再編された西ドイツの州の区画に合わない歴史的境界区分が通例で、大支部-中支部-小支部というヒエラルキーによる組織硬直化も深刻な問題をはらんでいた。これらの問題に対処するため州単位で地方組織を再編することは、その必要性は叫ばれながらも、全体としては遅々として進んでいなかった。

しかし、すべての党幹部会員は党大会でのみ選ばれるというのが SPD の組織原則であり、この原則は州政治家を中央で排除することを意味しないと、「7人委員会」ではクネーリングン構想は退けられてしまった。この案には「トロイカ」も支持をためらった模様で、かくして、1958年の党組織改革は、早い段階から地方組織改革とは完全に切り離されて、ボンの党指導部レベルに止まるという限界を持ちつつ進行することになった。

党指導部改革の具体案の検討に入って、党幹部会の人数については、副党首を2人にした上で、従来全部で30人であったところを33人に増やすことになった。その構成は、党首、2人の副党首、財務責任者(Schatzmeister)、4人の有給党幹部会員、25人の無給党幹部会員であった。連邦議会議員が党幹部会全体の三分の一を越えないように人数制限をすべきであるという提案（これは専従党官僚サイドからの要求）が寄せられていたが、「7人委員会」はこれを拒否した⁴⁴。書記長職の新設についても検討されたが、官僚主義を防ぎ、国際労働運動の誤りをドイツで繰り返してはならないとして否定された。

党幹部会の選出方法については、5回に分けて選出すると提案された。具体的には、党首、副党首、財務責任者、上記以外の有給党幹部会員、無給党幹部会員の5回である。「改革派」が攻撃的的としていた有給党幹部会員の特別枠を「7人委員会」は認めた。しかし、これは以下に述べるように従来からの有給党幹部会の存続ではなかった。

というのは、前年の秋には反対していた党常任幹事会設置をオレンハウアーは認め、これが「7人委員会」提案の最重要項目となっていたからである。33人から成る党幹部会は、人数の多さもあって頻繁には会議を開けないが、党常任幹事会は人数を絞り込んで少なくとも週1回は機能的に集まれるようにする。党幹部会と党常任幹事会の関係については、「決定機関」はあくまで33人から

なる党幹部会であるが、その決定の「執行機関」として党幹部会の中に置かれるのが党常任幹事会であると説明されていた。

常任幹事会の構成と選出方法について、「7人委員会」提案では、党大会で選出されるのは33人の党幹部会員だけで、その中の誰が、また何人が党常任幹事会員となるかは、党大会後に選ばれた党幹部会員の互選で決めるとされていた。党常任幹事会員が党大会での直接選挙によって選ばれてしまうと、彼らが他の党幹部会員より優越することになりかねず、党幹部会で決定を下す際に意見が対立したときに問題が生ずるかもしれなかった。

新設される党常任幹事会は従来からの決定機関である党幹部会の中にある執行機関で、その上にある機関ではないのである。また、必要に応じて党常任幹事会員の構成変更は次の党大会を待たずに柔軟に行えるようにするため、党常任幹事会員は党大会選出にすべきではないと考えられたのである。

党幹部会を選ぶのは党大会に全権があり、党常任幹事会をどう構成するかは選ばれた党幹部会に全権が委ねられるという認識において「7人委員会」に對立はなかったが、有給党幹部会員の党常任幹事会への関与をどうするかという決定的な問題については意見の相違が残っていた。党常任幹事会では、無給党幹部会員の人数が有給党幹部会員より多くなることが約束されてはいたが、党首、副党首、財務責任者以外の有給党幹部会員（専従党官僚）は絶対に党常任幹事会入りを認めない、という決まりにはならなかった。その限りで、専従党官僚の関与の程度については曖昧さが残っていた。

この問題は、来るべき党大会で選ばれる33人の党幹部会が、その中から党常任幹事会構成員を決めるときに決着がつけられるであろうと、「7人委員会」では先送りされていた。ただ、たとえ党幹部会構成にあたって専従党官僚の「特別枠」が4人残ったとしても、「トロイカ」をはじめとして無給党幹部会員が多数を占めて「改革派」主体となることが確実であり、頻繁に会合する党常任幹事会の新設によって、従来は党の決定と執行を事実上一手に牛耳ってきた有給党幹部会は実質的に無力化されることになる。エルラーが「7人委員会」提案の線でさし当たり可としたのはこの点を評価したからであり⁴⁵、このような変革をもたらす党常任幹事会の設置に「7人委員会」提案の画期性はあった。

党常任幹事会が正式に制度化されたのは1958年5月の党大会であったが、これは党組織改革に抵抗を続けるオレンハウアーに、「トロイカ」が党大会で押しつけたのではなかった。そうではなく、オレンハウアー自らが設置した「7人委員会」において、彼と「トロイカ」が妥協した共同提案として、1958年

3月には基本的構想が合意されていたことを押さえておくべきであろう。この「7人委員会」提案は、オレンハウアーの譲歩の方が大きかったが、彼と「トロイカ」の相互妥協の産物であった。党幹部会選挙で党首、副党首、財務責任者以外にも有給党幹部会員4人の「特別枠」の存続を認めたことは、「トロイカ」のオレンハウアーに対する譲歩であった。が、党常任幹事会の設置は、久しくオレンハウアーがハイネ等と共に「党の伝統」を楯に拒否していた「改革派」の要求、「政治と管理の分離」をオレンハウアーが認めたことを意味する。これによって、党幹部会決定を事実上行い、かつ執行する特別な党機関として機能してきた有給党幹部会は、実質的に解体されることが1958年3月段階で既定の方針となっていたのである。

つまり、未解決の調整事項は残っており、それをめぐる意見の対立は党大会の直前まで党幹部会の中に残り続け議論の応酬はあったが、「皇帝が残って將軍達が入り替わる」方向で、オレンハウアーと「トロイカ」の妥協と緊張をはらんだ「対抗的協調関係」が党改革をめぐって形成されたことを示すのが、党常任幹事会の設置を核とする「7人委員会」提案であった。

オレンハウアーは確かに1957年連邦議会選挙後危機的状况にあったが、10月末の議員団執行部選挙の結果によって、「改革派」がオレンハウアーを倒して勝利することが確実な流れになったと単純には言えない。攻勢に立ったとはいえ「改革派」の弱みは、党内多数を占める伝統主義者の支持をなお失ってはいないオレンハウアーを解任して、「トロイカ」の誰かが彼に取って代わることなど実現不可能であったことである。ドイツ共産党幹部という「前歴」を持っていたヴェーナーも、インテリで党務に献身する意欲など持ち合わせていなかったシュミットも、「赤旗を捨て去れ」と演説して伝統主義者の憤激を買っていたエルラーも、またベルリンでのフランツ・ノイマンとの長年にわたる権力闘争に勝利を収めたばかりのブラントも、1958年時点ではオレンハウアーを押しつけて党首になることは現実的な選択肢の中になかった。

このような状況の中で、「將軍達を入れ替えて皇帝は残る」方向での党組織改革が、オレンハウアーと「改革派」の双方から模索されることになった。その帰結が「7人委員会」提案であった。

(6)「7人委員会」提案に対する地方組織の反発
すでに触れたように、エルラーをはじめとしてオレンハウアーと直接交渉していた連邦議会議員団の「トロイカ」は、これまでの有給党幹部会の実質的解

体につながる党常任幹事会設置が実現できれば、さしあたり了とせざるを得ないと考えていた。しかし地方組織の「改革派」の中には、複雑な党組織改革論争のプロセスで、党常任幹事会の設置が何を意味するのかについて誤解と混乱があり、「トロイカ」の妥協に批判的な人々がいた。

たとえば、エルラーは1958年2月から3月にかけて、「7人委員会」での討議が進行中の時、ヘルマン・ブリルと党改革をめぐってやり取りをしていたが、ブリルは党常任幹事会の設置が従来の有給党幹部会を中央集権的に強化して終わってしまうのではないかと危惧の念を抱いていた。彼は、連邦議会議員団と党幹部会を一体化するような党常任幹事会の設置は、その頂点にオレンハウアーを戴いたままでは、比較的自立性を保ってきた連邦議会議員団の党幹部会への従属をむしろ強め、「改革派」が求めている本質的な組織改革にはつながらないのではないかと憂慮していた⁴⁶。ブリルの懸念は杞憂であり、有給党幹部会を実質的に解体できるという党常任幹事会の設置意図を誤解していたのだが、有給党幹部会員の存続を認める「7人委員会」提案は、不徹底な組織改革案であると不満を抱く地方の急進的な「改革派」の意向を表していた。

これに対してエルラーは、どんなにすばらしい改革案でも党大会で多数を形成して通らなければ意味がないのであって、今回は党改革の第一歩として、党常任幹事会設置によって現在の党執行部を実質的に無力化することでさしあたり可としなければならないと理解を求めていた⁴⁷。しかし、専従党官僚が、党幹部会選挙で選ばれずとも裏口から党幹部会に進入できるような組織改正をされないように気を付けなければいけないとシェトレが述べていたように⁴⁸、専従党官僚に対する警戒と不信感には根強いものがあつた。「トロイカ」の妥協に批判的な急進的「改革派」は、地方組織に少なからず存在していた。

「7人委員会」提案の概要が報告された1958年3月4日の党幹部会全体会議で、ハンブルク市長のマックス・ブラウアーは、官僚化した有給党幹部会員を押さえることが党改革論議の焦点だったのに、その問題が解決された提案とは見なせないと不満を表明した。彼は党首と副党首以外の有給党幹部会員がどこまで党常任幹事会に関与できるか曖昧なままである点を問題にしたが、ヘルマン・ファイトも、この提案では有給党幹部会員がまた党常任幹事会で権力を握る可能性が排除できないと否定的に反応し、提案を練り直すように求めた。

ブリルがエルラーに訴えたような懸念と不満は、地方組織に基盤を持つ無給党幹部会員にかなり共有されていた。中でも最も強硬に「7人委員会」提案の一括承認に反対したのは、左派色の強い大支部南ヘッセンを率いていたビルケ

ルバッハであった。彼は党幹部会構成員選挙を「7人委員会」提案のように5回に分けて行うのではなく、党首と副党首以外の党幹部会員はまとめて1回の選挙で選ぶように要求した。つまり、党幹部会員は有給・無給の分離選挙を行わず、同じ条件の競争選挙によって選ばれるべきであると提案したのである。これはオレンハウアーが譲れない最後の一線であった。

議論は紛糾し、「7人委員会」提案を党幹部会提案として認めるか否かは評決で決められた。結局、最後まで異論を唱えて反対票を投じたのはビルケルバッハ一人で、あとはファイトが棄権したが、残りは全員が「7人委員会」提案に賛成して3月4日の党幹部会全体会議は終わった⁴⁹。「トロイカ」は「7人委員会」提案の共同提案者であるから、当然のことではあるが、4人の有給党幹部会員の分離選挙を容認した。オレンハウアーと「トロイカ」との間には、「対抗的協調関係」が築かれていた。

地方組織の支持をつなぎ止めていたオレンハウアーの反撃によって、1953年選挙後の党改革運動が翌年の党大会で挫折に追い込まれた苦い経験が、「トロイカ」の行動を抑制されたものにしていたのであろう。しかし1958年党大会に向けては、地方組織のよりラディカルな「改革派」が、「トロイカ」の妥協を容認せず、一層の党指導部改革・人事の刷新を求めてゆく。

たとえば、ビルケルバッハは、党幹部会全体会議で彼の提案が否決されても、来るべき党大会で動議を出すつもりであると強い姿勢を示していた。彼は3月15日の大支部南ヘッセンの幹部会で3月4日の党幹部会全体会議の模様を報告したが、有給党幹部会員と無給党幹部会員を分けて選挙するやり方にはあくまで反対してシュトゥットガルト党大会に臨むという方針を確認していた⁵⁰。ビルケルバッハは翌年のゴードスベルク党大会では基本綱領草案に反対の論陣を張ることになるが⁵¹、この「左派」の大立て者は、「トロイカ」よりも急進的な党組織改革を要求して働きかけを続けてゆくのである⁵²。

2 1958年5月シュトゥットガルト党大会の前後

(1) 基本綱領草案作成過程

自由に会議を開かせてもらえなかった基本綱領委員会の各小委員会は、選挙後は一転して、多分に強いられてではあったが、活発に活動を再開した。特にヴァイサーが小委員長を務めた経済・社会政策小委員会は、当該政策分野だけでなく、頓挫して開かれなくなったかつての原則問題小委員会の課題を引き継いで「現代分析」も担当することになり、全体を牽引する中心的委員会として活動することになった。

この小委員会の選挙後最初の会合は 10 月 26 日に開かれた。ここでこれまでの成果を総括したアイヒラーの報告は、1956 年 6 月 7 日の基本綱領委員会全体会議での経過報告の繰り返しで、この間、基本綱領制定作業に実質的進展はなかったことを物語っていた⁵³。

ずっと基本綱領の中核と位置づけられてはいたが、具体案は提示されていなかった「現代分析」の検討が経済・社会政策小委員会で始まったのは 11 月 28 日であった。「われわれの住んでいる時代」と題された議論のたたき台を提示したのはヴァイサーで、それまで彼が「自由な社会主義」を唱道するために書いてきた諸文章を基礎にした案であった。よって内容的に斬新なものはなかったが、一般黨員も読む基本綱領としては歴史哲学的で難解な文章と批判され、大学のゼミナールでの教授のように振舞うヴァイサーに対しては少なからぬ反感が示された⁵⁴。

基本綱領委員会の多数派は「自由な社会主義」の立場に立っているとヴァイサーは誇っていたが⁵⁵、彼の「自由な社会主義」とは「道徳的(sittlich)かつ文化的な基本的要求」であり、社会主義は文化として把握され、また運動として独自の「精神的故郷」を提示するものであった。このような「自由な社会主義」理解は彼独自のものであったし、「社会主義の基本的価値」については基礎付けを行わないとしたアイヒラーを初めとする委員多数の支持を得ているとは言えなかったのである。

急ぐように命じられても、基本綱領委員会の作業は円滑に進んではいなかった。オレンハウアーは、1957 年 12 月 14 日の党幹部会全体会議で、進行中の基本綱領制定作業はあまりに拙速であるという批判が改めて提起されたなかで、最終的な制定には至らずとも、1958 年 5 月のシュトゥットガルト党大会に基本綱領草案を提出し議論することは絶対に必要と譲らなかった。そして、基本綱領委員会に対して留意すべき論点を提示し、基本綱領草案提出のタイムリミットを設定した。なんとそれは、「1958 年 2 月までに」であった⁵⁶。

ところで、1957 年選挙まで基本綱領委員会の自由な活動を阻害し続けていた党内諸委員会間の縄張り争いの対立、特に「党幹部会付属の経済政策委員会と基本綱領委員会の経済・社会政策小委員会の関係は最悪である」とヴァイサーをして嘆かせた状況は、解消されるどころか一層深刻化していたのである。ヴァイサーは、連邦議会選挙が終われば党幹部会の経済政策委員会（委員長はヘルマン・ファイト）は基本綱領委員会の経済・社会政策小委員会に協力してくれると期待していたが、経済政策委員会は彼の小委員会に配慮せず、基本綱

領の経済政策に関する審議を自ら行う姿勢を示していた。

その結果、同じ問題を異なる人物が担当するという例がままあり、その結果屋上屋を重ねる作業をしたり、他の委員会の足を引っ張ったりするという耐え難い状況が生じていたのであった。このような状況下で、オレンハウアーが求めるように、1958年2月末までに基本綱領草案を上梓することなど不可能だし、無意味であると、ヴァイサーは重ねてもっと時間を与えてほしいとオレンハウアー懇請した⁵⁷。しかしオレンハウアーは、1958年党大会に間に合うように基本綱領草案を提示せよという命令を変えようとはしなかった。

オレンハウアーはさかんにオーストリアに習って早く制定せよと指示していたが、それはヴァイサーにとって、長年の基本綱領論議の過程で積み上げられてきた理論的成果をないがしろにする、憤懣やるかたない指示であった。ヴァイサーの考えでは1954年党大会の段階で、「自由な社会主義」に立脚し、基本綱領に発展すべき新しい精神の方向性はすでに示されていたのである。問題は、にもかかわらず、党指導部がその権威をもって「自由な社会主義」を世論に啓蒙しようとはせず、未だに「自由な社会主義」がSPD全体に浸透していないことであった。地域により一様ではないが、ヴァイサーが参加した南ドイツの党活動家の集会では、80%が1954年の改訂行動綱領の「ベルリン序文」を知らず、衝撃を受けた。この責任は基本綱領委員会にあるのではないと、彼はオレンハウアーを批判するようになっていた⁵⁸。

戦後積み上げられてきた基本綱領論議の成果を尊重し、しっかり準備した上で1954年の理論水準を凌駕した基本綱領草案を作ろうと思えば、ヴァイサーの不満はもっともであり、オレンハウアーの設定したスケジュールは破綻を余儀なくされていたはずである。しかし、ヴァイサーとは異なり、アイヒラーは不満を抱えながらもオレンハウアーの意向に従順に従い、作業を急いだ。

1958年1月30日の経済・社会政策小委員会では、異論の強かったヴァイサーの「現代分析」案に代わって、アイヒラー、パス、ポルトフェルト三名によって起草された案が提出された。これは討議を経て基本的に了承され、1958年党大会に提示された基本綱領草案（以下、「シュトゥットガルト草案」と記す）の「現代分析」である「われわれの時代の姿」の基礎となっていた⁵⁹。

SPDの基本的経済政策については、1953年のポーフム経済政策会議と1954年の改訂行動綱領によって、カール・シラーの有名な定式、「可能な限りでの競争を、必要な限りでの計画を」がSPDの公式政策として掲げられてはいた。ただし、同じ改訂行動綱領に「石炭、鉄鋼、銑鉄、エネルギーの供給は、完全

雇用の前提条件である。こうした供給が保障されるのは、原料産業が共同所有へ移行される場合のみであり」「原料産業の社会化がドイツ経済にとって特に必要」⁶⁰という一節があるように、「可能な限りでの競争を、必要な限りでの計画を」というテーゼの採用は、「社会化」の放棄を意味してはいなかった。

言うまでもなく、SPD の社会化政策は共産主義陣営の国有化とは異なり、市場経済を前提として、特殊限定的分野にのみ適応されると主張されてはいた。しかし、「社会化」というシンボルはそれ自体一人歩きをして、「アカは同じ」という類の宣伝に利用され、1957 年選挙でも SPD に不利に働いていた。

ヴァイサーは、ある特定の経済部門に大所有の経済権力が存在すれば、民主主義的政治秩序が脅かされるという危険は現在でも存在しているという立場から、「社会化」の必要性は否定しなかった。しかし、その要求を「社会化」という概念を使って訴えるのは許し難い政治的過誤であると批判した。「社会化」という概念ではなく、改訂行動綱領の「共同所有への移行」が使われるべきであり、同時に、SPD が財産所有一般に敵対的政党であると誤解されないように「財産形成の奨励」が重視されるべきであると論じた⁶¹。

1957 年の選挙戦で、負債の多いシンボルとなっていた「社会化」というタームを使ってしまったと、ヴァイサーに批判されていたのがハインリヒ・ダイストであった。ダイストは、1957 年選挙前と同様に、石炭産業等若干の部門は今後も引き続き共同所有への移行が必要で、その主張を取り下げることにはできないと明言していた。が、政敵に攻撃の口実を与えずに「名を変え実を残す」ための提案として、「社会化」に代えて「公的管理」(öffentliche Kontrolle)という概念を 12 月 12 日の経済・社会政策小委員会で提唱した。

「公的管理」は「社会化」の単なる言い換えではなく、カルテルや独占のコントロール、また投資管理など含めて、民主主義的に責任を持つ機関によって公的利益をもたらすための広範な経済政策としてアピールできるとダイストは考えていた。12 月 12 日の経済・社会政策小委員会で、ヴァイサーとダイストは所有政策を始め様々の局面で対立を深めていったが、アイヒラーは小委員長のヴァイサーをさしおいて、ダイストに基本綱領草案の経済政策作成に一層深く関与するように要請するようになった⁶²。このように、シューマッハー時代から基本綱領準備作業の中心に絶えずいて、「自由な社会主義」を唱道してきた旗頭であったヴァイサーであったが、基本綱領草案を作成する段階になって、次第にその中心からはずされていった。

経済・社会政策小委員会では、経済政策と社会政策を一つの章に統合するか

否かに対立が深刻化していた。全体としては統合案が優位を占めたが、党幹部会付属の社会政策委員会を率いていたルートヴィヒ・プレラーは社会政策の独自の領域を主張して反対した。紆余曲折を経て、経済政策はダイストが、社会政策はプレラーが起草の任に当たって別々の章を立てることで妥協が計られたが、この二つの政策分野の調整は不可避で、その結果プレラーは3回も書き直しを余儀なくされた⁶³。

アイヒラー自らが小委員長を務めていた「文化状況と教育」小委員会は広範な文化政策を扱い、小委員会を「青少年と家族」「新しい隷属」「学校」「世界観と教会」の四部会に分けた。アイヒラーはこれらの部会が個別に作成した草案を編集し、整合性を持たせ、「文化的生活」と題した文化政策の章を執筆した。

SPD の国家論を討議していた憲法政策(Verfassungspolitik)小委員会は、フリッツ・パウアーが小委員長を務め、彼が中心となって草案をまとめつつあったが、1957年12月に「党最高の法律家」と言われたアドルフ・アルントから厳しい批判を受けた。この小委員会案はドイツ統一の際の新しい憲法草案を作成するような試みであったが、基本法を前提とした西ドイツ国家や民主主義に、SPD がどのような関係を持つかがまず書かれなければいけないというのがアルントの批判の要点であった。結局、小委員会案の手直しではいかんともしがたく、アルントは1958年に入って自ら新たに草案を書き直し、「法および国家政策」にまとまってゆくのである。

世界政策小委員会は1955年の設置の時点ではヴェーナーに小委員長になっていたが、この小委員長は基本綱領に関してははなはだ不熱心であり、「社会主義の基本的価値」が国際関係にも適用されるべきと考えたアイヒラーとヴェーナー、エルラー、カルロ・シュミットの合作として書き上げられることとなった⁶⁴。

このように、アイヒラーは各章ごとに主たる担当者を定め、各自が書いた草案をつなげて編集し基本綱領草案を作成することにした。好むと好まざるとに関わらず、時間不足でそのような方法を探らざるを得なかったのである。それでもオレンハウアーの要求した2月末にはとうてい間に合うはずもなく、各担当者がバラバラに執筆した原稿がアイヒラーの手元に集まり、膨大な文章の山を前にして、アイヒラーが途方に暮れつつ編集作業に取りかかったのは1958年4月の始めであった。そして、アイヒラーが基本綱領草案の「完成」を党幹部会全体会議に報告したのは、それから1ヶ月足らずの4月25日であった⁶⁵。

この「シュトゥットガルト草案」は全8章⁶⁶から構成され、ハイデルベルク綱領の九倍以上の分厚い文書であった。中でも冒頭に置かれ、草案全体の約30%を占めた「現代分析」は、アイヒラーをはじめとして基本綱領委員会が特に重視した部分であった。この「現代分析」の構成⁶⁷を一瞥すれば察せられるように、「現代分析」は後に続く個別の章で詳細に議論される諸問題の論点とエッセンスを提示する綱領全体の基盤であり、各論の章を束ねて整合性を与える指揮者たらんとする意図をもって書かれたが、結果として後続の各章との重複が多くなってしまった。

また、限られた時間内で分担執筆体制が取られたがゆえに、それまでの議論の膨大な蓄積を生かした上での統一性と整合性ある基本綱領草案とはなり得ず、ここ彼処に混乱が生じていた。たとえば、「社会主義の基本的価値」一つ取ってみても、第六章「文化的生活」の「社会主義と教会」では、世界観を異にしているにもかかわらず、社会主義政党と教会を含めてすべてが一致して認めることができる価値として、かねてからアイヒラーが言及していた「自由、公正、連帯、平和」が掲げられていた⁶⁸。が、「現代分析」では、「自由、公正、安全(Sicherheit)、福祉(Wohlstand)」の四価値が分かちがたく結びついていることが指摘されており⁶⁹、第二章「民主的社会主義の基本的価値」では、まず「人間の尊厳」が社会主義的政治の最高目標として掲げられ、続いて「自由」と「公正」が追加されていた⁷⁰。加えて第二章では、「基本的価値」だけでなく様々な「基本的要求」も一緒に論じられており、まとまりを悪くしていた。

まさに泥縄式で急造された、不完全で難解な文章であったが、基本綱領草案は何とかできあがり、「7人委員会」提案とともにシュトゥットガルト党大会で討議されることとなった。組織改革と基本綱領問題がシュトゥットガルト党大会でどのように議論されたかをこれから検討するが、その前に、この党大会でヴェーナーが副党首に選ばれることになる経緯を跡づける。

この経緯を細かく追うことによって、ヴェーナー副党首の誕生は1957年10月末の連邦議会議員団執行部選挙の時とは異なり、ヴェーナーを含む「トロイカ」がオレンハウアーと対立して押しつけたものではなかったことが示されるであろう。また、それを通じて、1958年3月の「7人委員会」提案のところで指摘した、オレンハウアーと「トロイカ」の「対抗的協調関係」がシュトゥットガルト党大会まで続いており、それをベースにこの党大会が設定されていたことがうかがえるのである。次の項で、ヴェーナー副党首誕生の経緯を追う。

(2) ヴェーナー副党首誕生の経緯

オレンハウアーに忠実な副党首であったメリエスは、1957 年秋に連邦議会議員団副団長に再選を拒絶された後病床に伏し、その訃報がシュトゥットガルト党大会二日目の会場に届くという運命にあった。健康状態も含めて、1957 年選挙後の諸情勢からメリエス副党首の再選は困難視されていたが、党大会直前まで、2 人になる副党首を党幹部会が誰と提案するかは確定できなかった。

1957 年選挙後、党指導部批判が高揚したにもかかわらず、オレンハウアーに代わる新党首を立てようという強い動きが顕在化することはついになかった。1958 年 5 月 16 日の党幹部会全体会議で、自らが党首に再選されることを前提に、オレンハウアーが提案した副党首候補はクネーリングンとシェトレであった。これに反対して、大支部西ヴェストファーレンのヴェルケと大支部南ヘッセンのビルケルバッハなど地方組織の無給党幹部会員が、ヴェーナーを副党首にするよう主張した。

これに対してオレンハウアーは、前年の連邦議会議員団執行部選挙でメリエスが副議員団長に再選を拒否された際、副党首と副議員団長を一人の人物が兼任することは認めないという原則を議員団が定めたのではないかとヴェーナー副党首の人事に難色を示し、この日の会議では決着はつかなかった⁷¹。

この問題は 18 日の党大会開会直前まで党幹部会で紛糾を続けた。ヴェーナー自身は繰り返し副党首就任を辞退すると述べていたが、ヴェーナーはすでに事実上「二番目の党首」になっているという発言に代表される流れが大勢となり、オレンハウアーもヴェーナーが議員団副団長を辞することを条件にヴェーナーの副党首就任を容認する意向を示した。オレンハウアーは党大会に提案する副党首候補を定めるため、無記名投票を行うことにした。結果はクネーリングンが 54 票、ヴェーナーが 37 票、シェトレが 18 票、シュミット 1 票、棄権 2 票であった。

しかしこの投票結果を前にしても、ヴェーナーは固辞を続けたのである。ヴェーナーを副党首に推した地方組織の「改革派」も、当のヴェーナーが固持を続ける以上、引き下がらざるを得なかった。シュトゥットガルト党大会の開幕直前まで、断続的に二日間にわたって開かれていたこの党幹部会拡大全体会議の最後で、ヴェーナーはオレンハウアーを改めて支持して、クネーリングンとシェトレを副党首に提案した。オレンハウアーは、ヴェーナーの対応に敬意を表し、彼は党常任幹事会で強い地位を占めるであろうと述べ、副党首候補としてクネーリングンとシェトレを提案すると締めくくった⁷²。

党大会開始後に、予期せぬ突発的事件が起こらなければ、クネーリングとシェトレが副党首に就任するはずであった。「突発的事件」というのは、党大会2日目の5月19日になって、副党首に予定されていたシェトレから、この日心臓発作に襲われ、健康状態を鑑みて副党首就任は困難であるという連絡が入ってきたことであった。この新しい事態を受けてオレンハウアーは急遽党幹部会全体会議を招集し、ここに至って固辞していたヴェーナーも、副党首を受諾する意志を固めた⁷³。かくしてクネーリングと並んでヴェーナー副党首が誕生する運びとなったのである。

党幹部会全体会議では、ヴェーナー副党首を待望する意見は地方組織の無給党幹部会員から強く出されていたが、「トロイカ」のエルラーとシュミットはヴェーナーを副党首に推す発言は控えていたことに気付く。前年の秋、連邦議会議員団執行部人事の際は、「トロイカ」が足並みをそろえて発言しオレンハウアーに挑んでいたが、この時は様変わりであった。確かに、党首と議員団長以外の「人事結合」を認めないと主張して貫徹したのは「トロイカ」自身であったから、ヴェーナーが副党首に就任すれば、彼は連邦議会副議員団長を辞任せざるを得なかった。ただそのような展開は、「トロイカ」、特にシュミットとエルラーにとって好ましくはなかった。

というのは、前述のように「トロイカ」は1957年選挙前後に形成されたばかりで、それまでの3人の党内での歩みからも、まだ強固な相互信頼、盟友関係が築かれていたわけではなかった。シュミットは「左派」に強い影響力を持つヴェーナーの協力なくして党組織改革は実現できないとヴェーナーとの連携を追求したのだが、ヴェーナーは躊躇しつつ「トロイカ」に合流したのであって、「トロイカ」から抜けたがっているのではないかと警戒心を捨てきれなかった⁷⁴。

また、「ブルジョワ嫌い」のヴェーナーが副党首となって党組織を掌握した場合、SPDは「左傾化」してゆくのではないかという懸念を払拭できなかった⁷⁵。できたての「トロイカ」は、同等の議員団副団長として党常任幹事会に参画し、オレンハウアーを包囲しつつ共同行動を積み重ねて信頼関係の醸成を目指すべきであって、その途上にある段階でヴェーナーだけが抜けることは好ましくなかった。このような観点から、シュミットはヴェーナー副党首をむしろ妨げたかったのである。

エルラーもまた、「トロイカ」以外の「改革派」の誰かが副党首を務めてオレンハウアーを包囲する体制を築いた方が、「改革派」の広がりを示すことに

もなり、好ましい選択と考えていた⁷⁶。ヴェーナー一人が副議員団長から抜け、「トロイカ」の将来の結束を不安にしてまで、ヴェーナーを副党首にする必要はなかった。

クネーリングエンとシェトレを副党首にするというオレンハウアー提案は、シェトレが率いる大支部に属しているシュミットとエルラーにとって決して不都合ではなく、むしろ「トロイカ」との連携を配慮した人事提案であったと言えるのではないか。ヴェーナーが一部地方組織の無給党幹部会員の執拗な懇請にもかかわらず、また党幹部会全体会議での評決結果がヴェーナー副党首を求めていたにもかかわらず、副党首就任を固辞し続けたのは、彼の本意は別にして、この時点では「トロイカ」の結束と、オレンハウアーとの「対抗的協調関係」を配慮していたからであろう。

つまり、ヴェーナー副党首の誕生は、確かにオレンハウアー党首の意向に添ったものではなかったが、1957年10月の連邦議会議員団執行部選挙の時とは異なり、連邦議会議員団の「トロイカ」が「党改革に抵抗するオレンハウアー」を打倒してゆく過程で押しつけたものではなかった。むしろ、オレンハウアーとの協調を前提にしていた「トロイカ」、特にシュミットとエルラーの意図に反して、一部地方組織の突き上げが党大会開始後の「予期せぬ突発的事件」のおかげで実現したのである。

ヴェーナーの副党首固辞とオレンハウアー提案に対する支持表明は、「將軍達を入れ替えて皇帝は残る」という方向で「7人委員会」を通じて形成されたオレンハウアーと「トロイカ」の「対抗的協調関係」がシュトゥットガルト党大会まで維持されており、それを基盤にシュトゥットガルト党大会が設定されていたことを示唆していた。

それは、準備されていた党大会の議事日程にも反映していた。というのは、シュトゥットガルト党大会の議事日程は、1956年党大会まで踏襲されていた構成とは著しく異なっていた。従来は、党首の長大な基調演説とそれに関する討論が行われた後、その前の党大会で担当分野を定めて選出された専従有給党幹部会員が再選を前提として活動報告を行っていた。それに対する質疑応答も含めて、ほぼ一日を費やす党活動報告は彼らの檜舞台であったが、これがシュトゥットガルト党大会ではあらかじめ議題からカットされていた。

この党大会では、オレンハウアーの基調演説は従来通りであったが、続いて「改革派」のヴェーナーとエルラーが外交・防衛政策、ダイストとファイトが経済政策、クネーリングエンとアルントが文化政策に関わる演説を行った。「将

軍達を入れ替えて皇帝は残る」という党改革の方針に沿って、オレンハウアーと「改革派」に主な演説が割り当てられていた。そして、広報・宣伝担当で専従有給党幹部会員の筆頭格であったハイネには、スポットライトを浴びる機会があらかじめ党大会の準備段階でまったく用意されていなかったのは、この党大会での彼の運命を暗に示していた。

(3) シュトゥットガルト党大会

シュトゥットガルト党大会では、かつてオレンハウアーと「改革派」の対立の焦点であった党常任幹事会の設置はもはや争点ではなかった。対立が残っていたのは、これまでの経緯から察せられるように、党首、副党首、財務責任者以外の有給党幹部会員（4名）という「特別枠」の分離選挙を認めるか否かであった。

この問題が集中的に議論されたのは、党大会3日目の5月21日であった。ナオが党幹部会を代表して「7人委員会」提案をベースにした党組織改革案を説明したが、案の定、党首選挙・副党首選挙・財務責任者選挙・上記以外の有給党幹部会員選挙・無給党幹部会員選挙と、5回に分けて党幹部会構成員の選挙を行うという選挙方法の可否をめぐる議論は紛糾した。

最初に討論に立ったキューンは、有給党幹部会を「特別自然保護地区」と揶揄して、党幹部会員は無給と有給の区別をせずと同じ基準の競争選挙で選ばれるべきと提案した⁷⁷。ビルケルバッハをはじめとしてキューンを支持する地方組織代議員の発言が続いた後、流れを変えようとオレンハウアーが立ち、キューンが「自然保護地区」という言葉を使って有給党幹部会員を批判したことにより強い不快感を示しつつ、熱弁を奮って党幹部会提案に理解を求めたが、その後も分離選挙を否定する代議員が相次いだ。

ヴェーナーは党大会直前の党幹部会全体会議で、党首、副党首、財務責任者を除いて、他の党幹部会構成員はやはり一括して選ばれるべきではないかと述べていたが⁷⁸、党大会での議論の成り行きを見定めてから終わりの方で立ち上がった。彼の発言の趣旨は、党幹部会の組織改革案の中心が党常任幹事会設置にあることの確認にあったが、「7人委員会」でも党幹部会全体会議でも、有給党幹部会員をどうやって選ぶかについては意見の相違が存在していたことを暴露し、最初から有給と無給にわけて選挙するのはオレンハウアーによって貫徹されたことを示唆した。

そして、ヴェーナーの個人的見解として、党幹部会員選挙には自由に誰もが立候補でき、誰が有給党幹部会員になるかは手続きを党大会で定めた上で党幹部会で決めればよいと考えていると述べた⁷⁹。この間、オレンハウアーの共同提案者としてエルラーとシュミットは沈黙を守っていたが、ヴェーナーの発言は、流れが見えると乗り遅れず、その流れを決定づける際に大きな存在を示す振る舞いであった。

議長のアレックス・メラーは、「改革派」の拠点であった大支部ジュートヴェストの一員であった。彼は、党幹部会提案の党組織改革案をワンパッケージとしてではなく、パラグラフごとに採決していった。そして、討論で反対意見の多かった党幹部会構成と選出方法に関する§17の採決の前に、「党幹部会は党首、2人の副党首、財務責任者、そして29人の党幹部会員から構成される」という動議の採決を行うことにした。討論でのオレンハウアーの切々たる訴えは実らず、この動議は、賛成176、反対153、棄権が若干という僅差ではあったが、採択されてしまった。また、党幹部会構成員の選挙は5回ではなく4回（党首、副党首、財務責任者、その他の党幹部会員）に分けて行うという動議も賛成196、反対140で採択された⁸⁰。

このルールに従って行われた党幹部会構成員選挙では、党首にオレンハウアー、副党首にクネーリンゲンとヴェーナー、財務責任者にナオが選ばれた⁸¹。この4人は党幹部会提案通りの選出であったが、その他の党幹部会員29人は初めて実質的な競争選挙で選ばれた。これまでの有給党幹部会員の中でアイヒラーとクーキルは再選されたが、ハイネとゴットヘルフは落選した⁸²。

キューンの有給党幹部会批判、オレンハウアーの反論、それを退けての有給党幹部会員分離選挙の否決、そしてハイネ等の落選に至る一連の劇的な展開は、確かに「オレンハウアーの敗北」である。そして、この局面だけを切り取ってみると、「改革派」が党改革に否定的で抵抗を続けるオレンハウアーを、ようやくシュトゥットガルト党大会で屈服させて組織改革を実現した、という説明には何も問題がないように見えるかもしれない。

しかし、すでに見てきたように、党常任幹事会の設置によって、決定と執行の党内権力が集中していた有給党幹部会員の特権的集団が実質的に無力化されることは、1958年3月の「7人委員会」提案によってオレンハウアーと「トロイカ」によって合意され、既定の方針となっていた。そして、曖昧さを残していた専従有給党幹部会員の党常任幹事会への関与について、オレンハウアーは党大会で、党首・副党首・財務責任者を除く有給党幹部会員（専従党官僚）

は、党常任幹事会の正式メンバーにはしないという約束を行っていたのである⁸³。

ただオレンハウアーは、党本部で党務に専念する有給党幹部会員は党組織が機能するために必要であり、彼らは誰がどの分野を担当するかを代議員に示した上で党大会の投票で選ばれるべきであるという考えを放棄できなかった。また、「改革派」の批判の矛先が向けられていたハイネは、ロンドンでの亡命時代からオレンハウアーと共に苦楽を共にしていた個人的関係があり、「冷遇」の程度にオレンハウアーと「改革派」との間でズレが生じたのは、理解できぬことではなかった。

いずれにせよ、専従有給党幹部会員分離選挙が残されても彼らの権力失墜はすでに既定の方針となっており、党大会で分離選挙が貫徹されるか否かという問題は、党常任幹事会設置によって「將軍達を入れ替えて皇帝は残る」方向で進むことになっていた、組織改革の帰趨を左右する決定的問題ではもはやなかったのである⁸⁴。

小活

よく指摘されるように、1958年の組織改革が実現するにあたって、「トロイカ」を核とする連邦議会議員団の貢献が大きかったことを否定することはできない。そして、シュトレが有力な連邦議会議員であると同時に「改革派」の拠点となる大支部を率いていたように、連邦議会議員団と地方組織は全く別個のコアだったのではなく、人的には密接な連関があったことは、誤解を招かぬように確認しておく。その上で指摘したいことは、シュトゥットガルト党大会における組織改革の実現過程を分析する際には、「改革派」の重層性に留意する必要があるということである。

というのは、組織改革の核ではなかったが、シュトゥットガルト党大会で実現した有給党幹部会員分離選挙の廃止は、「トロイカ」が連邦議会議員団を率いて実現したのではなく、「トロイカ」のオレンハウアーとの妥協である「7人委員会」提案の一部を了としない、地方組織のよりラディカルな「改革派」による反乱の帰結であったからである。

この決定には、専従党官僚の象徴的存在としてのハイネに対する格別に強い反感が働いていたが、1958年3月の党幹部会全体会議で退けられた「左派」のビルケルバッハの考えが、またビルケルバッハとは異なるサイドに立つブリルのエルラー宛書簡にあったような不満と危惧の念が、地方組織全体では少

数派ではなかったことが示された場がシュトゥットガルト党大会であった。ヴェーナー副党首を強く要求していたのが地方組織に活動拠点を持つ無給党幹部会員達であって、「トロイカ」のシュミットとエルラーはヴェーナー副党首実現を阻止したいと考えていたことも想起すべきであろう。

1954年のベルリン党大会で党改革運動が挫折したのは、地方組織の圧倒的多数が「改革派」に反感を持っていたからであった。「どんなすばらしい改革案でも党大会を通らなければ意味はない」というエルラーの心配は4年前の苦い体験の教訓であったが、4年前とは、また2年前のミュンヘン党大会と比べても、「党官僚」を取り巻く地方組織の状況は異なっており、エルラーの自制を不要のものにしていたのである。

従来の研究では、一般にシュトゥットガルト党大会で実現した組織改革、また有給党幹部会員分離選挙の廃止という党大会での「オレンハウアーの敗北」の局面にスポットライトが集中し、党常任幹事会設置に至るプロセスについては分析が不十分であった。が、1958年の組織改革の意義を理解するには、党大会で実現した制度改革の結果だけでなく、実現過程も重視すべきであることが、本稿の分析によって示されたのではないだろうか。

シュトゥットガルト党大会で実現した党組織改革の核は、SPD再建以来、党内で絶大な権力を行使していた、有給党幹部会員集団の実質的解体を意味する党常任幹事会の設置であったが、それは組織改革に抵抗するオレンハウアーに「トロイカ」を中心とする「改革派」が党大会で押しつけたものではなかった。そうではなく、オレンハウアーの設置した「7人委員会」におけるオレンハウアーと「トロイカ」の妥協の帰結として、1958年3月には党常任幹事会の基本的枠組みが合意されていたのである。この過程でオレンハウアーと連邦議会議員団の「トロイカ」との「対抗的協調関係」が形成され、シュトゥットガルト党大会に至っていた。

シュトゥットガルト党大会で選ばれた計33人の党幹部会員は1958年6月、オレンハウアー、ヴェーナー、クネーリングン、ナオ、エルラー、シュミット、ダイスト⁸⁵、シャンツェンバッハ、そしてシェトレの計9人を党常任幹事会員に選んだ。そしてこの9人は合議で、党常任幹事会における管轄を申し合わせた⁸⁶。

党常任幹事会は党幹部会の決定を執行する機関で、従って党幹部会の中であり、党幹部会の上に立つ機関ではないと繰り返し説明されていた。しかし、党幹部会全体会議が月一度のままであったのに対し、週一度の頻度で集まる党常

任幹事会は、時を経ずしてかつての有給党幹部会に相当する、SPD の実質的最高機関として機能するようになっていった⁸⁷。

有給党幹部会との違いはその構成にあった。かつての有給党幹部会では専従党官僚が圧倒的力を奮っていたのに対し、党常任幹事会 9 人のうち連邦議会に議席を持っていなかったのは副党首のクネーリングンとナオだけだった。クネーリングンは連邦議会議員でなかったとはいえ、バイエルン州議会の SPD 議員団長を 1946 年から 1962 年の長きにわたって務めており、議会人でない専従党官僚の系譜に連なるのはナオ⁸⁸のみであった。彼を例外として党常任幹事会では専従党官僚は背景に退き、党常任幹事会員を事務的に補佐することに止められるようになった。

このように 1958 年の組織改革を期に専従党官僚が後退し、連邦議会議員が党常任幹事会の場で強い力を発揮するようになったのはつとに指摘されているとおりである。ただこのことをもって、「党幹部会の優位」から連邦議会議員団が解放されたとか、党幹部会と議員団の力関係が逆転した画期と、組織改革をとらえることは適切であろうか。最近の研究では、連邦議会議員団は徐々にその中に各政策分野の専門家集団を形成していったことにより、1958 年党大会以前に実質的には「党幹部会の優位」とは言えない関係が作られていたことが強調されている⁸⁹。

「党幹部会と議員団のどちらが優位に立ったか」という文脈で 1958 年の組織改革をとらえるよりも、党常任幹事会の設置によって、党幹部会と連邦議会議員団の中核の人的かつ組織的一体化が実現し、SPD の最良の人材が結集した機能的で強力な党指導部が樹立されるようになったことを重視すべきであろう。そして、「SPD の伝統からの断絶」と言いうる党常任幹事会の新設は、オレンハウアーと「トロイカ」の「対抗的協調関係」を基盤として、混乱なく実現する運びとなっていたのである。

3 ゴーデスベルク綱領制定の最終段階

(1) シュトゥットガルト党大会での議論と論点の整理

前節で検討したように、シュトゥットガルト党大会は組織改革の面で意義深い成果をあげたのであるが、基本綱領に関しては、オレンハウアーが望んでいた早期制定は危機的状況にあることを確認する場となってしまったのである。

「泥縄式の急ごしらえ」であった「シュトゥットガルト草案」は、党幹部会提案ではなく基本綱領委員会の提案としてシュトゥットガルト党大会に示されたが、案の定、はなはだ不評であった。

基本綱領とは、「その多数が小学校しか出ていない人間の集団のために決められるのであるということを忘れてはならない」、「難しいことをわかりやすく述べる工夫が必要で、訳の分からない表現を一掃するべきである」⁹⁰といった類の批判が繰り返しなされた。内容に立ち入る以前の問題として、草案の長さや表現の難解さが拒絶反応を強くしていた。説明に立ったアイヒラーは、修正提案と今後の議論の活発化に期待することを表明して、議論を煮詰めることなく退散せざるを得なかった。

基本綱領草案が提示されたとはいえ、シュトゥットガルト党大会は基本綱領早期制定へ弾みをつける党大会とはならず、提出された草案を基礎とし、部分的手直しをして早期に基本綱領制定に持って行くことは極めて困難であることを認識させただけに終わっていたのである。事態は、かなり深刻であった。

ところで、クロツバッハやケーザーをはじめ、後続の研究で依拠されることの多いハンス-ヨアヒム・マンの研究は、基本綱領委員会が設置されてからゴードスベルク綱領採択までを4つの時期に区分している⁹¹。第1期は、本論文でこれまで検討してきた時期、すなわち1955年3月の基本綱領委員会設置から1958年5月の「シュトゥットガルト草案」提示までである。第2期はシュトゥットガルト党大会以後1959年夏までの、「シュトゥットガルト草案」をめぐる党内論議が行われた時期である。そして第3期を、党内論議を受けて1959年9月に新基本綱領草案（以下「第二草案」と略）が発表されるまで。そして、第4期を「第二草案」の公表から1959年11月バート・ゴードスベルク臨時党大会で基本綱領が採択されるまでとしている。

以下の本稿の分析は、マンの区分に従えば第2期以降のゴードスベルク綱領制定過程を詳細に跡づけるが、ゴードスベルク綱領に関わる研究史を踏まえて、以下の論点を念頭に置きつつ分析を進める。

基本綱領委員会の座長であったアイヒラーは、1958年春から1959年秋にかけて約350回もの党员集会で基本綱領について講演し、全党的な基本綱領論議を盛り上げたというマン論文の一節は⁹²、後続の研究でよく引用される。そして、ケーザーは「ゴードスベルク綱領は党内コンセンサス形成の表現であり、一歩ずつ進められた変化が最終的かつ誰にでもわかるように示されたのである」と書いている⁹³。

このように、シュトゥットガルト党大会での基本綱領草案提示によって、それまで活発であったとは言えなかった基本綱領をめぐる党内論議が高揚し、それを汲み上げて修正するという民主的手続きを踏んだ合意形成の帰結が、「第

二草案」を経てのゴードスベルク綱領制定であったという解釈が示されている。

ただ、ゴードスベルク綱領制定に関わる研究史を振り返ると、上記のようなゴードスベルク綱領の画期性については一般に強調されているが、意外なほどに、その制定過程については詳細な分析がなされないままであったことに気付く。たとえば、基本綱領草案は二度作成されているが、この二つの草案は著しく異なっていた。このことはよく言及されるが、ではなぜ、いかなる経緯で、「シュトゥットガルト草案」と「第二草案」がかくも異なる草案となったのかについての掘り下げた分析は不十分なまま、「党内コンセンサス形成」「民主的手続きを経ての合意形成の帰結」が語られてきたのではないだろうか。

本稿では、「シュトゥットガルト草案」から「第二草案」作成を経て、ゴードスベルク綱領が採択されて行く過程の詳細な分析を試みることにより、ゴードスベルク綱領制定を「民主的手続きを経ての合意形成の帰結」と評価することが適切かの吟味を行う。

もう一つの論点は、ゴードスベルク綱領を特定の個人の功績に帰すことを意図しているのではないが、ゴードスベルク綱領の「生みの親」、また「主たる起草者」は誰だったのかの検討である。ゴードスベルク綱領はアイヒラーの名前と結びつけられ、「ヴィリ・アイヒラー-ゴードスベルク綱領の父」⁹⁴という論考があるように、この問いに対してはアイヒラーの名前が通常あげられる。酷評にさらされた「シュトゥットガルト草案」を取りまとめた後、実際のところ、アイヒラーはどのような役割をゴードスベルク綱領制定過程で果たしたのであろうか。

(2) シュトゥットガルト党大会後の混迷状況

「シュトゥットガルト草案」に満足している関係者は誰もいなかった。ただ、その見直しをどこが中心になって行うかについては、基本綱領委員会に引き続き委ねる、とはならなかったのである。1957年9月選挙が終わるまで、基本綱領委員会の活動を妨害し続けていたSPD内の委員会間対立（基本綱領委員会と党幹部会付属の各政策委員会の対立）は、シュトゥットガルト党大会以後再び顕在化し、深刻さを増していた。

シュトゥットガルト党大会で経済政策演説を担当し、常任幹事会員にも選ばれてSPDを代表する経済政策家としての地位を固めたのが、ダイストであった。彼は、ファイトに代わって党大会後に党幹部会付属経済政策委員会の委員長になった。

ダイストは党大会で、SPD が経済成長の政党であると評価されるための日常的政策提示を行う必要性を力説していたが⁹⁵、「私有財産」、「公的管理」(öffentliche Kontrolle)、「共同所有」(Gemeineigentum)を彼の経済政策演説のキーワードとした⁹⁶。そして、国家が経済社会の自由をなおざりにするならばそれは人権を傷つけることだというヒルファーディングの最晩年の論考を共感を持って引用し、社会主義の目的として「自由」をことのほか重視した⁹⁷。ただ、ダイストは「自由な社会主義運動にとって考慮の対象となるのは、経済の自由な秩序である」と述べたように、「自由」は「秩序」という概念と結びつけられていた⁹⁸。

党内左派の論客で、ゴードスベルク綱領採択に反対することになるペーター・フォン・エルツェンは、ダイストの経済政策演説は「自由」という概念を中心に置いたが、この「自由」は企業家や自営業者の「自由」をあまりに一面的に評価しており、彼らよりはるかに多い数百万の被雇用者の「自由」についてはあまり考慮されていないのではないかと批判した⁹⁹。そして、「共同所有」が被雇用者に何を与えることができるのか不明確であるとして、ダイスト演説をふまえた党幹部会提出の経済政策に関する提議 204 は、経済政策に関する綱領的原則を定める決議になるから、この党大会では採択すべきでないと主張した。しかし、このような意見は少数派で、提議 204 は圧倒的多数で採択された¹⁰⁰。

このように、経済政策については、ダイストを中心に、1958年の党大会決議によって基本綱領で定めるべき指針が先取りに決められていたのである。そして、この「実績」を背景にして、ダイストは基本綱領の経済政策部分の見直しは、基本綱領委員会ではなく、ダイストが座長を務めることになった経済政策委員会で行うと宣言した。

本来、党幹部会付属の経済政策委員会は基本綱領のような原則的問題ではなく、党大会で付託された課題や、緊急の経済政策を討議する実務的政策委員会であった。彼自身、「シュトゥットガルト草案」の経済政策の章を担当したが、あまりに時間不足でまとめなければいけなかったため、租税政策については何も書けず、はなはだ不満足であった。しかし、その改善を基本綱領委員会で行おうとはしなかった。ダイストの理解では、基本綱領委員会は、4~6人の寄せ集め原稿である「シュトゥットガルト草案」の提示を以てその任務を終えた「アド・ホック委員会」であった。「シュトゥットガルト草案」によってアイヒラーの基本綱領委員会は面目を失い、もう頼りにはできないという厳しい意

見が表明されていた¹⁰¹。

ダイストは基本綱領草案を練り直すための論点を提示し、それに対応させて「エネルギー経済の共同経済的秩序」（座長ダイスト）、「中間層政策」（座長ランゲ）、「計画的経済政策の手段」（座長シラー）、「所得及び財産配分」（座長ヴァイサー）、「経済権力の管理」（座長エイネルン）といったワーキング・グループを設置し、基本綱領草案見直しに意欲的に取り組んだ¹⁰²。

経済政策委員会の一員でもあったヴァイサーは、基本綱領委員会の頭越しに基本綱領草案の見直しが進みつつあることに危機感を強め、12月23日にダイストに書簡を送った。経済政策委員会で基本綱領について議論する際には、アイヒラーを経済政策委員会のメンバーではないからといって排除せず、招くようにヴァイサーは要請したが、聞き入れられることはなかった¹⁰³。

1959年1月23～24日に開かれた経済政策委員会で基本綱領問題が議題となったが、議論は紛糾した。たとえば、かねてからフリッツ・バーデは「主要問題の解決は生産手段の社会化によってのみ解決される」¹⁰⁴という見解を崩そうとしていなかったが、このような考えは多数派でないにせよ、まだ消えてはいなかった。ダイストは1957年選挙後は「社会化」という言葉を使わず、「公的管理」を掲げていたが、「共同所有」との違いも含めて、経済政策委員会全体の理解を得るのは困難であった。「社会化」「公的管理」「共同所有」をめぐる、基本綱領に経済政策の原則をどう刻み込むかについて経済政策委員会での意見の対立はまだ大きかった。ダイストは意気込んで取り組もうとしたが、この混乱した会議の後、経済政策委員会で基本綱領草案の練り直しを行うことは断念されていった¹⁰⁵。

同じような混乱は、他の所でも起こっていた。たとえば、社会政策については「シュトゥットガルト草案」の社会政策を書いたプレラー（党幹部会附属社会政策委員会の長）とシェレンベルク（連邦議会議員団の指導的社会政策専門家）との連絡が悪く、協力関係ができていないことが嘆かれていたのである¹⁰⁶。

(3) 混迷からの脱出

エルラーは「シュトゥットガルト草案」に強い不満を持っていた。「シュトゥットガルト草案」には一貫した思想の流れが認められず、基本綱領たるにふさわしい言語表現によって書かれてもいない。草案は多くの個別分野の専門知識を有する人々を書いた論文をアイヒラーが大変な思いをして要約したものであるが、「われわれの最良の力は残念ながら日常の仕事に忙殺されており、基

本綱領の形成作業に關与する余裕がずっとなく今日に至った」¹⁰⁷のである。

さりとして、エルラーは、そしてヴェーナーやシュミットも含めて「改革派」のリーダーは、シュトゥットガルト党大会後も相変わらず「日常の仕事に忙殺」され、率先して「シュトゥットガルト草案」見直しの先頭に立つことはできなかった。1958年党大会から1959年前半にかけて、「シュトゥットガルト草案」の練り直しをすべき時期は、原爆死反対運動(Kampf dem Atomtod)、シュトゥットガルト党大会決議を受けての再軍備・安全保障問題の再検討、1958年秋以来のベルリン危機、1959年に入ってはドイツ・プランと、「最良の力」は確かに目の前の政治課題に時間をとられていた。

「シュトゥットガルト草案」のわずかな手直し程度では基本綱領として採択できない、という一致は党内にあった。しかし、ではどこが中心になって、どのような見直しをするのかについては確固たる方向が定まらず、1959年1月23～24日の経済政策委員会での紛糾を見て察せられるように、混迷の度を深めていたのである。

基本綱領早期制定が危機に陥ったこの時期、党常任幹事会はあたかも退路を断つように、1959年1月26日の会議で、「シュトゥットガルト草案」に対する修正提案の受付締切を6月30日にすること、基本綱領採択の臨時党大会を11月13～15日に開催するという日程を定めた。と同時に、「シュトゥットガルト草案」に対するコメントをオーストリア社会民主党(SPÖ)のベネディクト・カウツキーに依頼することにした¹⁰⁸。

作成日は明確ではないが、「シュトゥットガルト草案」とカウツキーが中心になってまとめたSPÖ基本綱領を比較したアイヒラーのメモがある¹⁰⁹。SPÖの基本綱領は、起草委員会(カウツキー、クライスキー、クレンマー、ピーパーガー)が1957年の党大会に草案を提出し、その後多数の修正提案が出されて新草案が作られ、1958年5月14日の特別党大会で採択された。

内容を見ると、若干の点に相違はあった。たとえばキリスト教会に対する対応に関して、SPÖ基本綱領は「宗教は私事である」ととどまっていたが、「シュトゥットガルト草案」はカトリック教会との対話集会を受けてその伝統的原則から脱却し、教会との共有性を強調する方向に進んでいた。

また両国の社会民主党ともに、もはやかつてのマルクス主義政党ではなかったが、経済政策に関してはSPÖがまだ「社会化」や計画を明確に肯定していたのに対し、「シュトゥットガルト草案」はむしろ自由な企業家イニシアティヴ肯定の方が強調されていた。しかし全体として見た場合、内容的には意見の一

致の方が優勢であるとアイヒラーは評価していた。

顕著な差が認められたのは、文体や構成であった。SPÖ の基本綱領は「意識的に明晰かつ短い言葉で、義務教育を終えた人なら誰でも読める言葉」で書かれており、文体も統一されていた。また「現代分析」はなく、バランス良く構成され、各章のタイトルも適切であった（SPÖ の基本綱領は「社会主義者の原則」「国家と社会」「経済」「社会政策」「文化」「社会主義-現在と将来」の6章構成であった）。

これに対して「シュトゥットガルト草案」は学術論文的様式で、理論的すぎた。また「法及び国家政策」の章はアルントが、経済政策はダイストが担当したので、文体の不統一が顕著であり、全体の構成を見通すのも容易ではないと自己批判されていた。分量は、SPÖ の綱領が 16 頁半であったのに対し、SPD の草案は 48 頁と三倍近い長さであった。ちなみに、ハイデルベルク綱領は 5 頁半であった。

すでに指摘したように、1957 年選挙直後から、オレンハウアーは繰り返し「オーストリアの党を参考に」と指示していた。これに対して、党内には「ベネディクト・カウツキーの仕事の剽窃を行うがごときは良くない」、さらに「ドイツには老いてしわの寄った小国であるオーストリアとは別の議論すべき問題がある」¹¹⁰という反感もあった。

が、シュトゥットガルト党大会でアイヒラーが、SPÖ は基本綱領問題では「いつもわれわれの一步先を行っていた」¹¹¹と述懐していたように、SPD 指導部の間では基本綱領問題について、SPÖ に対するある種の劣等感めいたものがつきまとっていた。オレンハウアーは 1959 年に入って、行き詰まり状況を打破するため、カウツキーの直接関与を求めるに至ったのである。

カウツキーが SPD の常任幹事会に出席し、求められていた「シュトゥットガルト草案」に対するコメントを行ったのは 5 月 6 日であった。彼は SPÖ の基本綱領制定の経験を説明し、SPD の基本綱領新草案作成に関与する用意があると述べた。

引き続いて討議が行われ、最後にオレンハウアーがこの常任幹事会の決定を以下の5点にまとめた。(1)短縮と簡潔化を目的とし、「シュトゥットガルト草案」に対して寄せられた修正提案を参考にして、新たな「第二草案」を作成する。決定された「第二草案」は、基本綱領委員会ではなく党幹部会の提案として臨時党大会に提示される。(2)基本綱領によって 1952 年の行動綱領は無効となる。以後は、基本綱領に基づいて、現実問題に対する政策や選挙綱領が作成

される。(3)「第二草案」では「現代分析」を削除する。(4)「第二草案」の作成は、党幹部会に直属し、党幹部会が新たに選任する少人数からなる基本綱領編集委員会（以下「編集委員会」と略）に委ねられる。既設の基本綱領委員会と意見の不一致・トラブルが生じた場合には、「編集委員会」を優先する。(5)「第二草案」の原案は7月21日に予定されている党幹部会全体会議で検討される¹¹²。

二つの決定が注目される。それはこれまでの経緯を踏まえると、相当に思い切った決定であった。一つは、基本綱領委員会が綱領の「土台にして中心」と多大の時間を費やし、心血を注いできた「現代分析」(Zeitanalyse)が全文削除されるという決定であった。「現代分析」は、アイヒラーやヴァイサー等が戦後積み上げてきた学問的・理論的検討のエッセンスとして、基本綱領の中心となるはずであった。もう一つは、アイヒラーが率いてきた基本綱領委員会が綱領作成の最終段階で棚上げされることが正式に決まったことである。ヴァイサーは、1959年に入ってから基本綱領委員会の経済・社会政策小委員会座長の立場から、長文で短縮不可能な数多くの修正案を送り続けていたが、もう敬遠されるだけで相手にされていなかった¹¹³。

5月6日の常任幹事会では新設の「編集委員会」の構成員は未定であったが、オレンハウアーがその中心にすえようとしていたのは、当時ドイツ通信社(dpa)に勤務していたジャーナリスト、フリッツ・ゼンガーであった¹¹⁴。1957年選挙後の危機に際して、「皇帝は去ったが、将軍達は残った」にならないようにと、オレンハウアーに手紙を書いたゼンガーである。

オレンハウアーがこの件でゼンガーと初めて連絡を取ったのは4月29日であった。この席でオレンハウアーは「シュトゥットガルト草案」を「基本綱領草案ではなく、草案のための文書」と位置づけ、「理論過剰、形式を簡潔化しわかりやすく短い文章で」書かねばならないと批判した上で、新基本綱領草案の作成を、これまで基本綱領委員会に全く関与していなかったゼンガーに依頼した。当時ゼンガーはまだdpaに勤務している立場から即答を避けたが、オレンハウアーはゼンガーへの依頼は決定済みであると述べ、dpaを速やかに辞職してこの仕事に専念するように懇請した。

今こそ基本綱領制定の決断が必要なのだと強調するオレンハウアーの強い要請に抗しきれず、ゼンガーが新基本綱領草案作成の仕事を引き受ける返事をしたのは、「編集委員会」の設置を決めた党常任幹事会の2日後、5月8日であった。オレンハウアーは、理論家を遠ざけ、エルラー、アルント、シェレンブ

ルク等の実務的専門家と相談しながら仕事を進めるように指示した。理論家はもう「彼らの仕事を終えた」のであって、「永遠の哲学的議論」には今こそ終止符を打たなければならない、「知性に偏った華麗な表現は必要としない。現代語で書くように」。さらに彼が強く求めたのは、草案が一度全体を通して一人の人物によって書かれるべきだということであった¹¹⁵。

「編集委員会」の構成が確定したのは5月11日の党常任幹事会で、ゼンガー、カウツキー、『ハンブルグ・モルゲンポスト』の編集者であったハインリヒ・ブラウネの三人が「第二草案」のたたき台を作る実務的な小委員会を構成し、オレンハウアーとアイヒラーが検討段階で加わるということで、この5人が正式なメンバーとなった¹¹⁶。

この常任幹事会決定を追認し、党の正式決定の場としたのが5月26～27日に開かれた党幹部会全体会議であった。興味深いことに、この会議で、最後の最後まで基本綱領制定に反対の主張を展開したのが、後に「ゴードスベルク綱領のSPDを代表する政治家」として宰相になるヘルムート・シュミットであった。彼は、様々な解釈の余地を残す基本綱領が制定されても修正の試みが繰り返され、SPDではイデオロギー闘争がずっと続いているという印象を与えかねないとして、基本綱領を制定せず、1951年の社会主義インターナショナルのフランクフルト宣言のようなテーゼの提示をもって代えた方が良く主張した。

これに対してヴェーナーは、基本綱領を制定するという党幹部会の決定がすでに下された後で、それを覆すような議論などすべきでないとしてシュミットに反論した。ダイストは「1918年から1933年の日和見主義の時代は今日もなお恐怖の記憶である」と、ヴァイマル時代のホフガイスマール派につながる青年社会主義者としての挫折の経験から基本綱領制定を強く主張し、エルラーも基本綱領制定を支持した¹¹⁷。

1959年5月の時点では、1957年連邦議会選挙後は基本綱領に消極的、と言うより極めて妨害的であった「改革派」のリーダーは、オレンハウアーの基本綱領制定スケジュールを支持するようになっていた。またオレンハウアーも、ゼンガーに新草案作成の依頼をする際に、基本綱領委員会の理論家よりも「改革派」とよく相談するように指示をしていた。これは、組織改革をめぐる「7人委員会」提案が合意されてゆくプロセスで形成された、オレンハウアーと「トロイカ」との「対抗的協調関係」を基盤にして、ゴードスベルク綱領制定も実現していったことを示唆していた。

1959年に入って「シュトゥットガルト草案」見直しが混迷の度を深めてい

たさなか、オーストリア人の助力を請うてでも早期基本綱領制定のための決定的方向付けを行い、「編集委員会」を設置したのは、組織としては党常任幹事会であったが、その中心にいたのは「改革派」ではなくオレンハウアーであった。基本綱領制定が1959年1月に動かさない日程として確定されてからは、組織人としての義務だけでなく、内容的に関与しないまま基本綱領を制定されるのは得策でないという判断が「日常の仕事に忙殺」されていた「改革派」に働き、彼らは関与の度合いを深めてゆく。しかし、1959年中にいかなる困難があろうとも基本綱領を採択するという流れを作り、主導権を離さず、ヴェーナーやエルラー等の「改革派」を巻き込んでいったのはオレンハウアーであり、その逆ではなかった。

(4)「第二草案」作成過程

ゼンガーはオレンハウアーのたつての要請で引き受けたものの、戸惑いは大きかった。一党員として関心は持っていたが、彼はこの時まで基本綱領制定に関与する場にいたことはなかったのである。彼はまずオレンハウアーの指示に従って、カウツキーの助言を得るために5月30日ウィーンに出向いたが、期待はずれに終わった。「カウツキーは二時間ばかりを割いてくれただけで、おもしろくない様子だった。(中略)彼は『シュトゥットガルト草案』を全く役立たずの文章だと言った」、この訪問は「全く無駄だった」¹¹⁸のである。

オレンハウアーは、1959年5月に設置した「編集委員会」において枢要な役割をカウツキーに期待していた。カウツキーは5月6日の党常任幹事会では「関与」を承諾したものの、ゼンガーとのこの話し合いを経て、カウツキーは特殊SPD的状况に通じているわけではないこと、二つの党の基本綱領が文体まで似通ってしまうのは好ましくないこと、時間が十分にとれないことをあげて、「第二草案」作成に中心的役割を果たすことを辞退したい旨をオレンハウアーに伝え、以後はゼンガーを中心に作業を進めるよう提案した。そしてSPÖの経験から得た知恵として、以後はごく少人数の間で作業を行い、基本綱領をめぐる党内論議をむしろ避けるようにとの助言を与えていた¹¹⁹。

そしてカウツキーは、「編集委員会」にエルラー、ヴェーナー、クネーリング、ダイスト、アルントを加えるように提案したが、オレンハウアーは、5月11日に確定した5人に特に正式な委員の追加は行わず、「編集委員会」に必要なに応じて必要な人物を呼んで引き入れる権限を与え、柔軟に対応することとした¹²⁰。

ゼンガーもオレンハウアーも、「第二草案」を作成するには「シュトゥット

ガルト草案」の「短縮と簡潔化」、表現や文体の手直しという「編集作業」ではいかんともしがたく、青少年・婦人問題をはじめ欠落していた問題も含めて、全く新しい基本綱領草案を作成しなければいけないという判断を固めていた。しかし、当初はあてにしていたカウツキーの実質的関与なしに、やり遂げねばならなくなったのである。

「編集委員会」が設置されたのは、6月30日を締切として「シュトゥットガルト草案」に対する修正提案が党本部に寄せられていた最中であつたし、多くの党員は「シュトゥットガルト草案」を基にして一年以上にわたって綱領論議を続けていた。ゆえにオレンハウアーも、「編集委員会」は「シュトゥットガルト草案」の「短縮と簡潔化」を目的とした編集のための委員会であると対外的には説明していた。しかし、その実「編集委員会」は、「シュトゥットガルト草案」にとらわれない新草案を作成する新基本綱領委員会となっていたのである。

オレンハウアーは、ゼンガーに新草案の作成を急ぐように命じた。7月21日の党幹部会全体会議にたたき台を諮ることが決められていたし、その前にカウツキーを交えての「編集委員会」での検討が7月4日に設定されたから¹²¹、1959年5月まで基本綱領委員会に関与していなかったゼンガーに与えられた時間は、実質的には一ヶ月もなかったのである。ゼンガーの突貫作業が始まった。

新基本綱領草案となる「第二草案」第一稿を、ゼンガーがオレンハウアーに提示したのは6月21日であった。「ボン、午前10時。オレンハウアーと二人きりで会い、第一稿を提示した。彼はそれを読み、我々は一項目ごとに話し合った。私はほとんど資料を用いず、前に置かれていた乱雑な書類を読まなかったと伝えた。様々な理念や思想が無秩序的に交錯しているように思われたので、私はそれにとらわれずに書かねばならなかった。意図的に『シュトゥットガルト草案』を読み直すことはしなかった」とゼンガーは記した。この「第二草案」第一稿に対してオレンハウアーは、「個々の点について話し合わなければならない。多分、多くの点について」と答えた¹²²。この第一稿にはほとんどの頁に修正を求める線が引かれ、これもまた1959年夏の最終段階で大幅な手直しを余儀なくされるのである。

7月3～4日に「編集委員会」が開かれ、オレンハウアー、アイヒラー、ゼンガー、カウツキー、ヴェーナーが参加した。この会議に討議の基礎として提示されたのは6月21日のオレンハウアーとゼンガーの話し合いを受けて翌日

書き直されたもので、この日の検討を経て第二稿が出来上がった。カウツキーは以後は手紙を通じてのコメントに止まり、「編集委員会」に直接参加することはなかった。

この会議前の草案では、「社会主義の基本的価値」について「自由・公正・連帯・平和・福祉」が記されていたが、この会議を経て「平和・福祉」が削られ「自由、公正、連帯」の三価値に絞られた。そして、基本的価値はヒューマニズムと古典哲学とキリスト教倫理に根差すという最終案の表現がかたまった¹²³。

そして、7月7日に党幹部会拡大全体会議が開かれた。この会議は、性急に基本綱領を制定すべきではないとして綱領議論の継続、党大会の延期を要請する意見が噴出した最後の会議でもあった。この要求に対してオレンハウアーは、以下のように反論した。基本綱領をめぐる対立のあるすべての論点について議論を尽くして一致に至ろうとすれば、なお3年くらいの時間は必要であろうが、そうしていると何時までたっても基本綱領は採択できない。1959年のうちに長年引きずってきた基本綱領をめぐる論争に終止符を打つことが必要で、1960年の定期党大会では次の年の連邦議会選挙に向けて具体的な選挙・政府綱領作成に集中したい。基本綱領と政府綱領が入り乱れた議論が1960年党大会で繰り広げられ、混乱を来す事態だけは避けなければいけない、と¹²⁴。

つまりオレンハウアーは、基本綱領をめぐる党内の合意形成はまだであることを率直に認めた上で、イデオロギー論争や形而上学的議論に傾きがちな基本綱領論議からSPDを解放し、選挙で政権を獲得するための政策論議と実践活動に1960年以降のSPDを集中させるために基本綱領制定を急ぐべきことを主張し、意見の集約をはかったのである。7月7日のこの会議は、オレンハウアーが1961年の連邦議会選挙では首相候補とはならず党務に専念することを正式に宣言した場でもあり¹²⁵、その「自己犠牲」を前にして、もはや誰も基本綱領制定を熱望する党首に異論を唱えることはできなかった。

この後「編集委員会」は各方面と接触を計り、7月21日の党幹部会での議論を経て、28日には開店休業を余儀なくされていた基本綱領委員会が久方ぶりに開かれた¹²⁶。当然のことながら、委員長のアイヒラーは別として、綱領制定の最終局面で実質的関与を封じられたままであった基本綱領委員会の活動的メンバーには不満が鬱積しており、多くの修正要求が出されたが¹²⁷、一回きりの意見聴取にとどまり、基本綱領委員会は綱領制定の最終段階では蚊帳の外に置かれたままであった。

8月11日、ゼンガーはオレンハウアー、アイヒラー、ダイスト、ブラウネ宛に、この日まとまった最新の草案（彼の計算では「第二草案」第七稿）を経過報告を添えて送付した。ゼンガーは仕事に取りかかった時点から、経済政策については表現の工夫では如何ともしがたい対立が党内にまだ残っていることに戸惑っていたが、ダイストと頻繁に会合を重ね、経済政策については最終的にダイストの稿が取り入れられることになった¹²⁸。ヴァイサーは諦めず、多くの修正提案を寄せていたが、相手にされることはもはやなかった。そして、8月13日にゼンガー、ブラオネ、アイヒラー、ダイストが集まって詰めの検討を行い、この日の「編集委員会」で「第二草案」の骨格はようやく固まった¹²⁹。

7月初めに「編集委員会」が開かれてから、ここに至るまで幾多の構成・内容上の修正が行われた。たとえば、7月21日の党幹部会では「現代分析」の復活というわけではないが、基本綱領に短い序文をつけることが決定され、ハインリヒ・ブラウネがその起草を担当することになった¹³⁰。当初この序文案には資本主義と共産主義を等置して批判し、「百年来、資本主義の歴史は凄まじい戦争の歴史である」と断定する表現があったが、8月13日の稿では資本主義を厳しく批判する部分は全部削除され、「これがわれわれの時代の矛盾である」で始まる、簡潔な序文となった¹³¹。

また教会とSPDとの関係をどう規定するかについては、7月初めの段階では、世界観を異にしているとしても基本的価値は共有できるという「シュトゥットガルト草案」のメッセージの域をでなかった。が、8月13日の稿では大幅に書き換えられており、グスタフ・ハイネマンの提案を受けて「自由なパートナーという意味での協力関係」を目指すという、より積極的な関係が追求されるようになっていた¹³²。

『フォアヴェルツ』の投書欄での議論は別として、「第二草案」作成過程でSPDとマルクス主義との関係をどう書くかで「編集委員会」が紛糾した形跡はない。シューマッハーが「社会主義者となる動機の多元性の承認」の中で三つの動機の一つとして明示した「マルクス主義的経済分析方法」については、「第二草案」では何も言及されることはなかった。マルクス主義の否定が明言されているのではないが、1954年の綱領的文書では「想起すべき遺産」とされていたマルクスの業績についても沈黙されていた。

ただ、「沈黙」されていたのはマルクスやマルクス主義、また階級闘争のような概念だけではなかった。ラサールについても同様だったし、また、ベルンシュタインや修正主義に依拠した議論も「第二草案」作成過程では認められな

い。

夏休み明けの9月3日の党幹部会全体会議で、8月13日の稿の各章が読み上げられて討議が行われた後、一部修正のうえ「第二草案」は承認された¹³³。かくして、「第二草案」は綱渡りの突貫作業によって、1945年以後積み上げられてきた綱領論議を総括したとは言いかねる経緯で、作成されたのである。

「第二草案」作成に中心的役割を果たしたゼンガーは、基本綱領委員会の精力的な委員達のような理論家ではなく、ジャーナリストを職業としながら、一党員として日常的な義務を果たす過程で政治や労働組合にかかわってきた人間であった。決定的な理論を基本綱領に入れようとしぬ人物であることが、オレンハウアーによるゼンガー抜擢の理由でもあった。ゆえに、「第二草案」は厳密にはゼンガーの「単著」ではなかったし、「社会主義の基本的価値」などアイヒラーの努力の一部は受け継ぎながらも、全体としてはゼンガーが戦後の政治的観察から下した経験的判断が反映することになった。

そのような所が、ゴードスベルク綱領の内容は、SPDが自治体レベルの実践で積み上げてきたことの追認にすぎなかったという評価につながってゆくのであろう。そのような側面は否定できないが、しかし、「追認」に帰し得ない綱領的主張も看過できぬこと、「シュトゥットガルト草案」と比べて「第二草案」は本質的に新しいことを含んでいない「短縮と引き締め」ではないことは、後述する本章の3-(6)における分析からも了解されるであろう。

(5) 「第二草案」公表からゴードスベルク党大会まで

「第二草案」は、9月10日に『フォアヴェルツ』紙上で公開された。一般党員の目に触れたのは、この時が最初であった。「第二草案」は、アイヒラー等がシュトゥットガルト党大会以後300を越える党員集会で基本綱領について話した際の基本綱領草案の「短縮と引き締め」とは言いかねる、新しい基本綱領草案となっていたのである。

基本綱領制定の臨時党大会は11月13日に定められていたから、「第二草案」に新たな修正提案を出すために与えられた時間は実質的には二ヶ月もなかった。多くの修正提案が寄せられたものの、議論を尽くす時間的余裕などあるはずはなかった。ただ、ジャーナリストの手になる「第二草案」は、「シュトゥットガルト草案」よりは簡潔で読みやすい言葉で書かれていたのは大方の認めるところであった。

ヘルムート・シュミットは5月の党幹部会で基本綱領制定に異論を唱えていたが、懐疑的にならざるを得なかった「シュトゥットガルト草案」と比べて、

「第二草案」は大いに改善されたと評価する手紙をオレンハウアーに送っていた¹³⁴。

1958年にフランツ・ノイマンとの長年にわたる権力闘争に勝利を収めたヴィリ・ブランドが率いていたベルリン SPD は¹³⁵、1959年5月の党大会では、拙速を避けるべきとして基本綱領制定のゴードスベルク党大会を延期するように求めていた。しかしブランドは「第二草案」を掲載したベルリン SPD の機関紙に一文を寄せ、基本綱領制定に前向きな姿勢を示し¹³⁶、9月26日にこの問題をめぐってベルリン SPD 党大会を改めて開催した。

フランツ・ノイマンは伝統的な党マルクス主義的立場から「社会化」を主張して反対し、「第二草案」に「階級」や「階級闘争」という言葉がないことに反発したが、ブランドは代議員の多数派を「第二草案」に基本的賛成の方向にまとめることができた。とはいえ、急いで基本綱領を決めようとする党中央の方針、時間不足に対する不満は党大会決議ににじみ出ていた¹³⁷。

ヘルムート・シュミットとブランドは、周知のように後に「ゴードスベルク綱領の SPD を代表する政治家」として名を成すが、興味深いことにこの二人の政治家は、いずれもゴードスベルク綱領制定に最後の段階まで否定的だった人々に属し、容認に転じたのは「第二草案」公表後だったのである。

オレンハウアーは、「第二草案」に対する修正は最小限度にして基本綱領採択に持ってゆく方針を立てていたが¹³⁸、シューマッハー時代から基本綱領問題に熱意を持って取り組んできた学者や専門家の横やりはひきも切らなかった。かつて1954年のメーレム会議で、基本綱領の原則をめぐって激しく対立した「自由な社会主義」のヴァイサーとマルクス主義に立つアーベントロートは、それぞれの立場から「第二草案」を批判して、大部の修正提案を出した。ゼンガーはこれらに目を通したが、「これは例外なく書斎の机で生まれたもの」と批判し、現実的かつ実践的な基本綱領を書かねばならないという立場から「彼らの書いた優れた準備作業は残念ながら用いることは出来ない」と退けた¹³⁹。オレンハウアーも彼と同意見で、彼らを見捨てて既定の方針通り作業を続けるように指示をした¹⁴⁰。

(6) ゴードスベルク綱領の採択

党大会では、「シュトゥットガルト草案」とは異なる新草案の提出を受けて新たな議論が必要なのに、9月10日に公表、11月中旬に採択ではあまりに時間が不足している。ゆえに、基本綱領の採択は見合わせるように求める提議(Antrag)がブレーメンなどから寄せられていた¹⁴¹。

多くの党員が、公表されて間もない「第二草案」の文面を理解していないという指摘は間違っていない。これに対してオレンハウアーは、「第二草案」は一年半前の「シュトゥットガルト草案」に対して「基本的に新しいことは含んでいない」ので時間不足ではないと、強弁した。そして、1960年党大会では翌年の選挙のための政府綱領に集中するために、是が非でもその土台である基本綱領は1959年に仕上げねばならぬと理解を求めた¹⁴²。議論の末、基本綱領採択延期を求める提議は否決された。そして、この党大会で審議の対象となるのは党幹部会が提案している「第二草案」¹⁴³のみであり、それ以外は原則として議論の対象とはしないという党幹部会の提案が初日の午前中に認められた¹⁴⁴。

この決定は何を意味していたか。1959年6月30日が締切であったが、1958年党大会以後の「高揚した党内論議」の帰結として、「シュトゥットガルト草案」に対する修正提案が党本部に寄せられていた。中には修正提案というよりは、「シュトゥットガルト草案」とも「第二草案」とも異なる独自の構成と内容を持つ対抗草案があった¹⁴⁵。しかし、これらは実質的にはゼンガーを中心とした「第二草案」作成過程で生かされることはなく、「第二草案」の提示をもって処理済みとされた。すなわち、「高揚した党内論議」の成果は、ゴードスベルク党大会では議論する機会も与えられずに葬られることが、党大会の冒頭に決められたのである。

以下、「第二草案」の構成（1序文、2社会主義の基本的価値、3人間的社会のための基本的要求、4国家秩序、5経済、6社会秩序、7文化的生活、8国際共同体、9われわれの道）に即して、その内容と党大会での議論を追ってゆく。

序文に続く第一章「社会主義の基本的価値」については、「現代分析」の放棄により社会主義的な変革のビジョンが示されなかった上に、「自由、公正、連帯」が「社会主義の基本的価値」というのでは、ブルジョワ政党の理念と異なるどころはなく、何がSPDと他の政党を分かつか曖昧であるという批判が繰り返し寄せられた¹⁴⁶。

しかし、綱領制定者達にとっては、「社会主義の基本的価値」が世界観的な、特殊社会主義的価値でないことがむしろ大切であった。というのは、「基本的価値」とは、哲学的な基礎付けを一切行わないことによってカトリックも含めて様々な思想信条を持つ人々が共有できる倫理的価値であるべきで、この「基本的価値」と政治目標において一致できる人々の共同体

(Gesinnungsgemeinschaft)としてSPDをアピールしたかったからである。

かつて「基本的価値」の哲学的基礎づけの断念はアイヒラーにとっては挫折であったが、むしろ「SPDの将来にとって必要不可欠の原則」と積極的に受け止められるようになった転機は、V-2-(2)-Bで検討した1958年1月のミュンヘンにおけるカトリックとの対話集会であった¹⁴⁷。

この場で確認されたのは、社会において実現すべき価値については一致できても、一致できている価値の基礎づけになると争いが生じるということであった。これを受けて、価値の基礎づけで争うことは止め、価値の実現こそが大切であるという認識が肯定的に受け入れられ、そのメッセージが「社会主義の基本的価値」の章に込められたのである。「基本的価値」の共有がSPDとカトリックとの和解の基礎になることが期待されていた¹⁴⁸。

またこの「基本的価値」には、アイヒラーがドイツの労働運動に刻みたいと考えた「倫理的革命」のメッセージが受け継がれていた。「倫理的革命」とアイヒラーが呼んだのは、様々な社会的規範、理念、宗教、世界観は、たとえその根拠づけをめぐっては対立が解けなくても、「基本的価値」の共有によって実践活動における一致は可能であり、そのための努力が義務として社会主義者には課せられているという認識である。ゴードスベルク綱領で掲げられた基本的価値である「自由、公正、連帯」とは、政治と倫理を仲介するこのような理解を象徴化し、綱領化したものであった¹⁴⁹。

アイヒラーは基本綱領委員会では実に様々な思想的潮流の人々を束ね、自分の奉ずる「倫理的社會主義」を主流にしようとして、古い伝統に対する復讐を試みたりしたことはなかった。「自由、公正、連帯」という社会主義の「基本的価値」がゴードスベルク綱領に刻まれたからといって、それは路線としての「倫理的社會主義」の優位や勝利を意味していたのではなかった¹⁵⁰。

「シュトゥットガルト草案」の「法および国家政策」は、SPD内にまだ弱くはなかったマルクス主義国家論を退けるに貢献したアドルフ・アルントが執筆したが、「今日『代議制民主主義』と称しているものは、実際においては民主主義と正反対で、経済的に圧倒的力を持つグループの覇権である」¹⁵¹というように、連邦共和国の民主主義の現状や議会制民主主義の形式性に対する批判が強調されていた。また、民主主義はそれ自体目標であって手段だけではないと言う場合も、「階級社会から階級なき社会への移行は、民主主義を通じて以外にはない」という文脈で「階級社会」や「階級闘争」が語られていた¹⁵²。

これに対して、「第二草案」の「国家秩序」の章は基本法の遵守と、クネー

リンゲンが「社会主義とはあらゆる領域における民主主義の実現である」と述べたように、民主主義の無条件肯定に尽きていたと言って過言ではない¹⁵³。「階級闘争」や「階級社会」については沈黙されていた。

注目されるのは、「シュトゥットガルト草案」にはなかったことであるが、「第二草案」では「国家秩序」の章のなかに国防に関する節が盛り込まれたことである。このことは、この修正を推進したエルラーにとって意義深かった。なぜなら、国防に対する SPD の基本的姿勢が民主主義を肯定する「国家秩序」の章に組み入れられたことにより、「国防の肯定」が SPD の民主主義国家に対する肯定的関係と明確に結びつくものとされたからである。

国防軍も SPD が肯定する民主主義国家権力の一部として存在している以上、国防軍との信頼関係の樹立は重要な課題と認識すべきであった。よって、「国防の肯定」は積極的に示すべきものであり、国防を強いられたやむを得ざるものと主張したり、「自由で民主主義的秩序の防衛」と「国防」を区別するような提案は、エルラーやヴェーナーによって厳しく退けられた¹⁵⁴。

二つの草案の経済政策をまとめたダイストは、政治的力に転化して民主主義を危機に陥れる巨大な経済的力に対する警戒を強く持ちながらも、歴史的経験から経済の自由と他の自由との間に密接な関連のあることを重視すべきと考えた。よって、国家の関与の限界はどこにあるのかを考慮しつつ、「自由と秩序の調和」を実現するための手段を追求することを基本綱領の課題としていた。

ゴードスベルク綱領の経済政策と言え、1953年のポーフム経済会議や「ベルリン序文」ですでに掲げられていた「可能な限りでの競争を、必要な限りでの計画を」というシラーのテーゼが有名になったが、党大会で議論が沸騰したのは、SPDの経済政策の「決定的基礎」を何と基本綱領に刻むかであった。「第二草案」では「自由な消費選択、自由な職場選択、自由な企業家イニシアティブは決定的な基礎であり、自由な競争は自由な経済政策の重要な要素である」¹⁵⁵という文面があったが、ゴードスベルク党大会では「自由な企業家イニシアティブ」を三つの「決定的基礎」から除外すべきという提案や、搾取と隷属の廃止を掲げながら、その源である「自由な企業イニシアティブ」という資本主義的経済秩序概念を奨励するのは矛盾であるという反対意見が出された¹⁵⁶。

「自由な消費選択、自由な職場選択、自由な企業家イニシアティブ」の三つをワンセットにして、SPDの経済政策の「決定的基礎」とすることには強い抵抗が示された。討議の末、SPDの経済政策の「決定的基礎」としては「自由な消費選択と自由な職場選択」を残し、「自由な企業イニシアティブと自由な競

争」は「決定的基礎」ではなく「重要な要素である」と言い換えることで妥協がはかられた¹⁵⁷。

もめた経済政策のなかでも最も異論が噴出したのは「所有と権力」の節であった。「公的管理」(öffentliche Kontrolle)を「社会化」に代えて用いるべきであるという政治的判断、また「公的管理」とはどのような政策を意味するかについては、「シュトゥットガルト草案」作成段階からダイストの構想は基本的に一貫していた。「公的管理」とは、ゴードスベルク党大会での議論を整理すると、①単なる監視、②競争を阻害する合併や独占企業の管理、③価格政策、投資政策等を通じての操作、④法的措置によって特定の経済部門を共同所有へ移行させる、という四つの管理形態が想定されていた¹⁵⁸。

「共同所有」(Gemeineigentum)への移行は、「公的管理」の合法的形態として現代国家が放棄してはならない政策ではあった¹⁵⁹。しかし、私的所有の影響を限定し、民主的生活秩序形成のための手段として、他の手段をもってしては如何ともしがたい場合に限り適用されるのであって、社会主義の原則としてドグマ化してはならないことが強調され、「共同所有」の対象となるべき分野のカタログを示せという要求は拒絶された¹⁶⁰。

フランクフルトを中心とする大支部南ヘッセンは、「第二草案」の「公正な社会秩序の形成を妨げないならば、生産手段の私的所有は社会の保護を要求する権利を持つ」という文案に反対し、「公正な社会秩序の形成を妨げない場合においてのみ」に変えるようにという修正提案を提出した(提議 160)。また、「共同所有」への移行は例外的に行われるだけであるというニュアンスの「第二草案」のテーゼに反対し、「大経営の圧倒的力から自由を守るために共同所有は必要である」という積極的表現に変えるべきであると要求した(提議 161)。これら「左派」の修正提案の擁護に、組織改革では「改革派」の急先鋒であったビルケルバッハをはじめとする南ヘッセンの代議員は、繰り返し立ち上がった¹⁶¹。

これらの修正提案はいずれも否決されたが、賛同者は大支部南ヘッセンの代議員 23 人を上回った。有効投票数 340 のうち、提議 160 に対しては 89 名、修正提案 161 には 99 名が賛成した¹⁶²。党幹部会が否決を勧告した提議のなかでは、例外的といってよいくらいに反旗を翻した代議員が多く、ゴードスベルク綱領の中でも一般党員の違和感が強く残っていたのが「所有と権力」であったことがうかがえる。

しばしばゴードスベルク綱領は SPD が「社会化」を放棄した画期と言われる。

が、ここで補足的に確認したいことは、CDU/CSU が共産主義と結びつけて攻撃の対象としていた「社会化」はゴードスベルク前にすでに放棄されていたが、SPD が「他の手段をもってしては如何ともしがたい場合に限り」容認するとしていた「社会化」は、「公的管理」の一選択肢である「共同所有」としてゴードスベルク綱領にも残っていたのである。

社会政策に関しては、「第二草案」作成過程で、「国民年金」(Volkspension) と「国民健康サービス」(Volksgesundheitssdienst)が基本政策として刻み込まれそうになった。「国民年金」はスウェーデンの年金制度をモデルとしており、社会保険方式でなく税を財源とし、基本的に受給者すべてに同額の固定年金を支給しようとするものであった。「国民健康サービス」は、国家機関の行う事業と理解されているイギリスの National Health Service をモデルにした構想で、現行の様々な疾病保険を国家機関が吸収し、医療機関の「社会化」を前提にしてると解釈されかねなかった。

プレラーやアウアーバッハら SPD の社会政策専門家は 8 月 13 日の稿までは残っていた上の二つの基本政策概念に強く反対し¹⁶³、「第二草案」では「国民年金」に替えて社会保険方式の「最低限の年金」(Mindestrente)、「国民健康サービス」に替えて「健康保険」(Gesundheitssicherung)が採用された。この議論は、SPD の社会政策専門家が「先進福祉国家」のスウェーデンやイギリスの政策をモデルとする路線から転換し、19 世紀以来の「社会国家」の伝統を踏まえて基本綱領の社会政策を構想していたことを示唆する。

プレラーとアウアーバッハの意見が党大会の当日まで対立を続けていたのは、「第二草案」の「経済」と「社会秩序」を統合して一つの章にすべきか否かであった。プレラーは社会政策が独立の章として立てられることに固執し、「第二草案」ではこの考えが入れられていた。しかし、アウアーバッハとシェレンブルクは統合案を支持していた。

社会秩序とは狭い意味での社会政策に限定されるものではないし、経済政策の章で「所有と権力」「所得と財産分配」など社会秩序に関わる分析が行われていた。また、社会政策的要求は経済政策と不可分であるから、「経済」と「社会秩序」は統合して「経済および社会秩序」とすべきと、アウアーバッハは提案の根拠を説明した。結局、党大会では統合案が採択された¹⁶⁴。「第二草案」の章立て構成が党大会で変更された唯一の例がこれである。

「文化的生活」と題された文化政策に関する章は、「第二草案」では「宗教と教会」「学校」「科学」「芸術」の四節に整理されていた。なかでも SPD の従

来の基本政策からの転換との関わりで議論が集中したのは、社会主義と宗教との関係、学校問題をめぐってであった。ここも、「社会主義の基本的価値」の章と同様、1958年1月のカトリック教会との対話集会の影響、カトリック教会との和解への志向がゴータスベルク綱領形成過程で強くなっていったことがうかがえる。

「シュトゥットガルト草案」でも教会との和解が志向されていたが、資本主義勃興期の秩序が人間の尊厳を踏みにじっていたことに対する道徳的抗議から社会主義的労働運動は生まれたのに、教会がそれに理解を示さなかったことが不幸な対立につながったという類の教会批判が残っていた。これに対して「第二草案」では、社会主義と教会の関係の歴史的回顧が全面削除されることによって、教会批判が姿を消した。そして、「最終的真理の告知」は、社会主義政党ではなく教会の領分であることを、ゴータスベルク綱領は認めたのである¹⁶⁵。

また、「社会主義は宗教に代わるものではない。SPDは教会・宗教団体に敬意を払い、その特別な任務と独自性を尊重する。SPDは教会・宗教団体が公的に保護されることを肯定する」という言明は、シューマッハーの時代にも放棄できなかったSPDの伝統的な宗教政策であり、カトリックとの対立を激化させてきた「宗教は私事である」という原則を自ら退けたことを意味する。教会に対する公的助成を肯定するがゆえに、またすでに戦後は国家と教会の相互独立が既定事実となっているがゆえに、党大会では綱領で「国家と教会の分離」をことさら強調する必要はないという考えが多数を占め、「国家と教会の分離」要求もSPDの基本綱領から姿を消した¹⁶⁶。

また、「シュトゥットガルト草案」では、未来に向けてSPDと教会との新しい関係をどう規定するかについては曖昧であったが、「第二草案」は一步踏み込んで、「SPDは常に自由なパートナーシップという考え方で、教会・宗教団体と協力する用意がある」との呼びかけを行った。党大会では「自由なパートナーシップ」(freie Partnerschaft)という概念で現されたSPDと教会との関係規定に対して、強い異論が出された。ペーター・フォン・エルツェンによれば、SPDと教会は相互独立をお互いに尊重することが重要で、個々の構成員がある課題に関して協力しあうことはあろうが、そもそも教会とSPDは異なる次元に立っており、連立相手になり得るわけではない。ゆえに、「自由なパートナーシップ」という概念は意味を持たないと主張した¹⁶⁷。

これに対してアルントは、「民主主義においては政党は国家を支え国家を共に形成する存在である。そのような党であらねばならないがゆえに、政党は国

家と教会が自由に、そして独自の責任を持ってお互いに独立して向かい合っている関係に参加する」のであって、それが「自由なパートナーシップ」であると説明した。この関係規定の生みの親であったグスタフ・ハイネマンは、教会と SPD の違いを十分に認識してはいるが、この二つの団体は共に現代民主主義社会において公的な生活や意志の形成に関与しているのであって、「自由なパートナーシップ」という概念はそのような二つの団体の接し方を述べたものであり、両者の評価をしようとしたのではないと強調した¹⁶⁸。

またルートヴィヒ・メツガーは「自由なパートナーシップ」とは、SPD と教会が異なるレベルに立つ存在であることを前提として、むしろそれにもかかわらず、対話が必要とされていることを相互に認識し、また対話の相手がお互いを同等のパートナーと見なして自由に意見を交換することを求めていると答えた¹⁶⁹。「宗教と教会」の節に関して、部分的な表現の変更は若干あったが、基本的骨子の変更を党幹部会は断じて認めようとはしなかった。

ゴードスベルク綱領で初めて打ち出された画期的な転換は、「宗教は私事である」「国家と教会の分離」という伝統的政策を放棄し、「自由なパートナーシップ」という概念を打ち出した教会との関係において顕著であった。そして、それを促したのは何よりもカトリック教会との関係改善への意欲であった。キリスト教が政党政治的に反民主主義的な目的に利用されないためにも、SPD とカトリック教会との間にあった誤解と対立の解消が西ドイツにおける民主主義秩序の安定と定着にとって本質的な一前提であるという問題意識が、ゴードスベルク綱領の根底に存在していた。

また学校問題も、SPD とカトリックの関係改善にとって重要であった。カトリックが宗派別学校を要求し続けたのに対し、SPD は宗派合同学校を原則とすべきと譲らず、これが両者の敵対関係の一因となっていたからである。

「シュトゥットガルト草案」では、宗派合同学校を推進する従来の基本政策がまだ明示されていた¹⁷⁰。しかし「第二草案」では従来からの原則、すなわち、「自由と民主主義、寛容、多元的価値観の承認と学校は切り離せない」という主張は同じであったが、従来はその主張の必然的帰結とされていた宗派合同学校を学校制度の基本とすべきであるという議論は引っ込められていた。「第二草案」では宗派別学校と宗派合同学校のどちらを原則とするかについては直接言及せず、学校教育における親の共同決定(Mitbestimmung)が言及されるにとどまっていた。

カトリック教会が宗派別学校を主張した際の論拠が、公権力ではなく親に子

供がどのような学校に通うかを定める権利があるという「親権」(Elternrecht)の主張であったことを想起すると、この変更は宗派合同学校を原則と掲げないことによって、SPD がカトリックに譲歩する方向に転換し始めたことを示唆していたと解釈できる。

ゴードスベルク党大会では、「宗派の違いなしに」という文言を復活させることによって、宗派合同学校を SPD の学校政策の原則とするように求めた修正提案が出されたが否決され、学校教育における両親の「共同決定」を「関与」(Mitwirkung)に替えるという程度の修正で決着した¹⁷¹。

1958 年党大会前後は「原爆死反対運動」(Kampf dem Atomtod)が高揚し、1959 年に入ってから「ドイツ・プラン」が発表され、基本綱領制定の最終段階は安全保障政策や再統一問題をめぐって SPD が活発な問題提起を行っていた時期と重なっていた。しかし、基本綱領の国際関係についての章は、「シュトゥットガルト草案」から「第二草案」に至るまで、表現は変わっても現実政治の展開から距離を取った、国連憲章の建前と軍縮の必要性を繰り返す一般原則的な記述に終始していた。特に防衛・安全保障問題に関しては、党幹部会は徴兵制をはじめ、具体的な論争点を基本綱領で確定しないように気を使っていた。

「シュトゥットガルト草案」の終章は「唯一の道」、「第二草案」の終章は「われわれの道」と名付けられていた。「唯一の道」では、搾取の廃止を急ぐ急進主義と、資本主義内での社会保障・生活改善の実現をもって社会主義の目標が達成されたと考える順応主義の双方が批判され、西ドイツは資本主義である限り階級社会であることに変わりはないという認識が示されていた。そして、経済的・社会的変革なしに労働者が階級社会を克服して平等同権を獲得できると考えるのは幻想で、「現実の平和と自由をもたらす唯一の道が民主的社会主義である」と、民主的社会主義が「唯一の道」であることが強調されていた¹⁷²。

これに対して「第二草案」では、民主的社会主義が資本主義でも共産主義でもない「第三の道」と位置付けられてはいたが、終章の題は「唯一の道」ではなく「われわれの道」に変わり、「階級社会」という表現はどこにもなかった。

「SPD は労働者階級の政党から国民政党になった」という有名なテーゼはこの終章に書かれているが、このテーゼが始めて登場した 1954 年改訂行動綱領の序文では、マルクス、エンゲルスからベーベルを経てシューマッハーに至るまでの党の偉大な先駆者を想起することは党の義務であると述べられていた¹⁷³。しかし、ゴードスベルク綱領の「われわれの道」では、マルクスをはじめとす

る先駆者の名を挙げることなく労働運動が歴史的に回顧され、達成された多くの成果が列挙されている。

それに続けて「かつては支配階級の単なる搾取の対象であった者が、今は同等の権利と義務を持った国家公民(Staatsbürger)としての地位を占めている」ということが、誇りをもって語られていた。オレンハウアーの世代が SPD に身を投じたころ、彼らは「同等の権利と義務を持った国家公民」とは見なされていなかったのである。

ところで、ゴードスベルク党大会に出席したのは 394 人であった。出席者のうち、議決権を有したのは大支部選出の代議員 300 人、党幹部会員 32 人、管理委員会 8 人の計 340 人であった¹⁷⁴。出席者全体の年齢構成を見ると、30 歳までが 33 人、31～50 歳が 175 人、51～65 歳が 165 人、66 歳以上が 21 人であった。50 歳以下が全体の過半数を超えていた。

ゴードスベルク党大会の代議員は、基本綱領だけが議題となったことにより、人事や組織問題には関心が強くとも、理念的問題や理論をめぐる論争については二の足を踏む「地方ボス」タイプの年長黨員（「党マルクス主義」を奉ずる伝統主義者がまだ少なくなかったと推察される）でない黨員が多く選ばれる傾向があったのではないだろうか。当時、SPD 本部の専従であったフランツ・バルシックの回想によれば、340 人の代議員のうち、200 人が党大会に始めて出席する新顔であった。反対票が 30 以上出たら困ると不安で、党幹部会による代議員への説得(Seelenmassagen)は党大会の直前まで続いていたという¹⁷⁵。

党大会での議論や採択された修正提案を勸案して、党大会で設置された編集委員会は最終的な草案を最終日に提示した。まず最初に各章・節ごとに採決されたあと、全体としての採決が行われ、基本綱領は賛成 324 反対 16 で採択された¹⁷⁶。「第二草案」に対する修正は最小限度にして採択に持って行きたいというオレンハウアーのもくろみ通りに、党大会は終わったのである。

まとめ

アイヒラーの伴侶でもあったズザンネ・ミラーが、自らの戦後 SPD 通史に『ゴードスベルク綱領の前と後』¹⁷⁷という名を付けたように、ゴードスベルク綱領制定は戦後 SPD 史の画期と位置付けられてきた。

ただ画期と捉えることでは一致していても、いかなる意味で画期と位置付けるかについては、つとに指摘されているように、相対立する見解があった。一つは、1950 年代の停滞から脱却した 1960 年代以後の SPD の勢力伸張を肯定的に捉え、それをもたらしたものとしてゴードスベルク綱領を高く評価する

見解である。ゴードスベルク綱領は戦後の変化の帰結であり、「社会的リベラル、多元的民主主義の綱領」¹⁷⁸としての性格をもっている。そして、他のどの基本綱領よりも「実践と理論の乖離・緊張」の解消に寄与したと評価した¹⁷⁹クロツバッハをはじめ、基本的に西ドイツの国家体制を肯定する立場に立つ研究、また SPD の実践活動に関わる人々はおおむねこの見解を取った。

これに対して、「左派」のアーベントロートによれば、ゴードスベルク綱領は「昔の社会主義的目標観も、寡頭政的な資本に対する労働者の階級意識の自覚的な発展の方法をも放棄するもの」¹⁸⁰であり、これによって SPD の「順応過程は完成されたのである」¹⁸¹。またピルカーは、SPD はゴードスベルク綱領によって反資本主義的・社会主義的政党であることをやめ、体制の中で権力の掌握を目指すだけの「体制政党」になった、と批判している¹⁸²。

これらの対立する見解は、それぞれ論者の政治的立場からの「正当性」を含んでおり、本稿はどちらの評価が適切かについて審判を下すことを目標とはせず、ゴードスベルク綱領の制定過程を克明に跡づけることを試みた。それを通じて、本章の 3-(1)で提示した問いには答えられたと考える。

まず、ゴードスベルク綱領の制定には、戦後間もなくからの綱領論議の前史があったのではあるが、シュトゥットガルト党大会後の基本綱領制定の最終段階を見ると、「民主的手続きを経ての合意形成の帰結」と評価することにはためらいを覚える。

1954 年のベルリン党大会で改訂された行動綱領とその序文は SPD 内の「合意」を得られないままで、基本綱領委員会は相当の時間を費やしたが、党内委員会間対立もあって、1957 年選挙まで停滞状況に陥っていた。基本綱領草案など提示できる状況になかったが、1957 年選挙後は一転してオレンハウアーによって基本綱領草案作成を急がされた。その結果、長年にわたる綱領論議を十分に踏まえて悔いのない基本綱領草案を作成したいという人々の願いは退けられ、1958 年 5 月のシュトゥットガルト党大会に不本意な草案を提出して、基本綱領委員会は事実上、その役割を終えさせられた。

1958 年党大会以後の基本綱領制定過程では、「シュトゥットガルト草案」を基に綱領論議を喚起して修正提案を受け付け、党内の意見を集約し、民主的手続きを踏んで基本綱領を制定するという外見が取られてはいた。しかし実際の制定作業を見ると、「シュトゥットガルト草案」の見直しをどこがいかに行うかについては方向が定まらず、党大会後の基本綱領制定作業は再び混迷を深めていた。1959 年に入ってから決定的な最終局面においては、むしろ広範な

党内論議を避け、「シュトゥットガルト草案」に対する党内論議の成果を取り入れながらとは言えないやり方で、長年の綱領論議の蓄積とは無縁なジャーナリストを中心に、全く新しい草案を作成して一般党員に突きつけたのである。

この「第二草案」を一般党員が検討する時間は二ヶ月足らずで、ゴードスベルク綱領は採択された。オレンハウアーは「拙速は避けよ」という批判に対して、「第二草案」は「シュトゥットガルト草案」の短縮と引き締めで「基本的に新しいことは含んでいない」と弁解していたが、「第二草案」はそのようなものではなかった。

基本綱領早期制定反対の声は 1957 年選挙後「改革派」の「トロイカ」を中心に繰り返し強調され、「トロイカ」が容認に転じても、なお弱くはなかった。また、経済政策をはじめ基本綱領の内容をめぐる合意が未形成であることは、1959 年の最終段階に至るまで自覚されていた。つまり、「民主的手続きを経ての合意形成の帰結」というのは、ゴードスベルク綱領制定過程の実際を表すものではなく、1959 年当時は相当の強引さで制定されたゴードスベルク綱領が、1960 年代以降の SPD の発展の中でそのように解釈されるようになったに過ぎなかった。

次に、ゴードスベルク綱領の制定に貢献した人々を振り返ってみよう。基本綱領委員会の座長を務めた「倫理的社会主義者」のアイヒラーは、ゴードスベルク党大会の閉会演説でオレンハウアーが特に名をあげて謝意を表した唯一の人物であり¹⁸³、「ゴードスベルク綱領の主たる起草者」と評価されることがしばしばある。彼は長い間忍耐をもって基本綱領委員会を率いてはきたが、締切に追われて不本意のまま編集を終え、惨憺たる酷評にさらされた「シュトゥットガルト草案」の提示後、「第二草案」を作成する基本綱領制定の最終段階では実質的にはその中心から外されていた。

彼の率いる基本綱領委員会は、1957 年選挙までは自由に活動することが許されなかったが、同じような状況が再び「シュトゥットガルト草案」の提示後に訪れていた。基本綱領制定へ向けて最も力を傾注してきた「現代分析」は、最終段階で全面削除されてしまった。アイヒラー個人にとっては、挫折に次ぐ挫折の帰結がゴードスベルク綱領の採択であったと言えなくはないが、最後までオレンハウアーに忠誠を尽くしてその意向に従い、「編集委員会」に名を連ねてゼンガーを補佐した。

アイヒラーと並んで、シューマッハー時代から基本綱領論議の中心にいたヴァイサーは、「自由な社会主義」の旗頭であったが、1959 年に入ってから基

本綱領制定の最終段階では、決定的に遠ざけられていた。彼のような理論家にとって、「現代分析」を削除した基本綱領は、戦後積み上げてきた理論的成果をないがしろにした承服しがたいものであった。基本綱領をめぐる戦後約 10 年の準備作業の帰結であった 1954 年の「ベルリン序文」は、そもそも党内に浸透しないままであったが、ヴァイサーにとって、ゴードスベルク綱領は 1954 年のメーレム会議と「ベルリン序文」の水準をしのいだ基本綱領とは認められなかった。

1959 年 5 月まで基本綱領委員会には何の関与もしていなかったにもかかわらず、「編集委員会」を仕切ることになったゼンガーの役割は、「シュトゥットガルト草案」の単なる「短縮と引き締め」以上のものであった。新しい要素を取り込みつつ、「シュトゥットガルト草案」に拒絶反応を示した一般黨員にも読むに耐えうる「第二草案」を短期間に作成した手腕は、一流のジャーナリストならではであった。

ゼンガーは「自由な社会主義」や「倫理的な社会主義」の内容や戦後十数年の綱領論議の経緯に通暁した理論家ではなく、日常的な義務を果たす過程で政治や労働組合の仕事にかかわってきた黨員であり、ジャーナリストであった。よって、理論的問題について何か決定的なことを書くことは彼の領分ではなかったが、むしろそのような人物の方が、理論家よりも混迷状況打開のために適材とオレンハウアーは「第二草案」作成者に抜擢したのであった。その結果、ゴードスベルク綱領は「シュトゥットガルト草案」までのような理論的文書ではなく、戦後 SPD の政治的実践を観察し、その経験を踏まえた基本綱領に変貌したのである。

ゴードスベルク党大会ではこの基本綱領に対する徹底的な批判者であったエルツェンは、1869 年のアイゼナハ綱領から 1959 年のゴードスベルク綱領への変化は、SPD 多数派の「われわれの道」がマルクスからダイストへ代わったことを意味すると皮肉ったが¹⁸⁴、党内でまだ分裂の多かった経済政策について、「党マルクス主義」的な社会化論者をひるませるにはダイストの力が不可欠であった。

謎の多いヴェーナーは、いかなる貢献を成したであろうか。シュトゥットガルト党大会が終わって間もなく、エルラーの友人が「党機構の中ではヴェーナーを頂点とする過激分子が強く、エルラーのような近代的な力は背景に退かなければならなかった」と懸念を表明したように、ブルジョワジーを震撼させる「党内左派」とヴェーナーは位置づけられていた¹⁸⁵。この懸念は「左派」にと

っては期待であったが、同時代的には党内外で広く抱かれていた。

しかし、綱領制定の最終局面で協力姿勢を取っていたことが確認されたように、この懸念は必ずしも的確でなかったことを、副党首就任後のヴェーナーの行動は示す。「左派」の期待を結局は裏切ることになるのであるが、1958/59年は「左派」の信頼を集めていたヴェーナーが党内で枢要な地位を獲得し、一連の党改革に反対せず合流していたことが、「左派」の党改革全体に対する反発を和らげて、混乱なくゴードスベルク綱領が制定されたことにつながっていた。一旦党幹部会が基本綱領制定の断を下した以上は、逸脱は許さないという姿勢で党組織運営に努めた組織人である副党首ヴェーナーの力は、圧倒的多数でゴードスベルク綱領が採択されたことに貢献していた。

他にも有名無名の多くの党員が寄与していたが、1959年ゴードスベルク綱領制定の最大の功労者にして指揮官であったのは、党首のオレンハウアー、その人であった。1957年選挙後、主だったSPDの指導者の中で基本綱領制定を政治日程に乗せようとしたのはオレンハウアーのみであり、かつては早期制定を望んでいたアイヒラー率いる基本綱領委員会ですら、時間不足と基本綱領制定には消極的であった。

オレンハウアーの一貫した、しばしば強引とも言えるイニシアティブがなかったら、基本綱領制定は再び頓挫し、数年先に延びていたと思われる局面は幾たびとなくあった。「改革派」はオレンハウアーの独走を止めようと相当の努力をしたが、基本綱領早期制定への流れが止められなくなった段階になって、関与せずして基本綱領を制定されることは好ましくないと合流したのであって、主導権は終始オレンハウアーが掌握していたのである。

オレンハウアーは、基本綱領制定は拙速を避けよという繰り返しなされた批判に対し、1960年党大会では基本綱領における対立を引きずることなく、基本綱領に基づいて1961年連邦議会選挙を念頭に置いた政府綱領作成に集中すべきと反論していた。1957年選挙の時は、政策の土台となる基本綱領が定まらぬまま選挙綱領を掲げ、選挙を配慮して基本綱領制定は足踏みを余儀なくされていた。この繰り返しは避けられるべきであった。

後の時点から振り返れば、SPDが多元的民主主義社会において多数派形成を目指す政党であることを表明したゴードスベルク綱領は、制定されたタイミングが良かったのである。1959年に制定されたことによって、ゴードスベルク綱領制定は1958年の組織改革とワンセットの党改革としてSPDの内外にアピールできたし、1960年の防衛政策の転換とも結びついて、SPDは1960年

以降、攻勢に立つことができたのである。

オレンハウアーについては、カリスマ的なシューマッハーとは異なり停滞的な指導を行い、1958年党大会の組織改革と人事の刷新によって「死に体」となり、「名目的な党首」にすぎなくなったと言われることが多い。しかし、二つの党改革が成功し、一つの流れとなって1960年代以降のSPDが発展する基盤が形成されるに際し、余人をもって代え難い貢献をオレンハウアーはしたというのは、過大評価であろうか。

1950年代のSPDは、もはやかつてのような「階級政党」ではなかったが、まだ新中間層が主力となる「国民政党」にもなりきれていなかった。この危機の中であってオレンハウアーは、1933年以前のSPDにアイデンティティを感じる少なからぬ伝統主義的一般黨員（その多くはまだ彼の背後にいた）と「改革派」の対立激化によってSPDが弱体化するような事態を招かず、「改革派」と対抗的に協調しつつ、「思慮深い家父長」として自らは前面から退きながら、党改革を全体として円滑に進める方向に貢献したと言えるのではないだろうか。

凡例

1 本論文で用いる未刊行史料は、ドイツのボンにある Archiv der sozialen Demokratie der Friedrich-Ebert-Stiftung(Godesberger Allee 149, 53175 Bonn) に所蔵されている。個別の註には AdsD と略記する。

書簡については、差出人、an に続けて受取人、日付の順序で記した。

2 政党名の略号

SPD	ドイツ社会民主党
SPÖ	オーストリア社会民主党
CDU	キリスト教民主同盟
CSU	キリスト教社会同盟

3 SPD の機関・組織に関する訳語と略号

党幹部会	Parteivorstand(PV)
党委員会	Parteiausschuß(PA)
管理委員会	Kontrollkommission(KK)
党評議会	Parteirat(PR)
党常任幹事会	Parteipräsidium
大支部	Bezirk
中支部	Unterbezirk
小支部	Ortsverein

4 引用史料・文献の略記

・AdsD 所蔵の会議議事録の注表記について。個々の議事録の上書きタイトルの書き出しは、Protokoll とあったり、Kurzprotokoll とあったり、いきなり Sitzung で始まっていたりと様々であるが、本論文では便宜上、AdsD 所蔵の SPD 諸機関の会議議事録を注記する場合は、書き出しを Prot. Sitzung という略記に統一する。

(2) Präsidium-Prot.1959 = Präsidium. Protokolle. Vom 23. Juni 1958 bis 26. Oktober 1959

(3) PV-Protokoll= Protokolle der Parteivorstandssitzungen

(4) SPD の党大会議事録については、Prot. des Parteitages der SPD の後に、開催年を記して注記する。

¹ Peter Lösche/ Franz Walter, *Die SPD*, Darmstadt, 1992, S.188f.{岡田浩平訳『ドイツ社会民主党の戦後史』(三元社、1996)、243-244 頁}

-
- ² 「改革派」は”Reformer”、「党官僚」は”Apparat”と戦後 SPD 史に関わるドイツ語文献で書かれる語の訳として用いる。
- ³ Lösche/ Walter, a.a.O., Darmstadt, 1992, S.185. {邦訳書、240 頁}
- ⁴ 兵藤守男「ドイツ社会民主党と路線改革」『東京都立大学法学会雑誌』29-1 (1988)、237 頁。
- ⁵ 高橋進「ドイツ社会民主党と外交政策の『転換』(1955～1961 年)」『国家学会雑誌』99-1・2 (1986)、13 頁。
- ⁶ 平島健司『ドイツ現代政治』(東京大学出版会、1994)、95 頁。
- ⁷ 大嶽秀夫「1950 年代における西ドイツ社会民主党の『転換』」『東北大学法学』52-6 (1989)、951 頁。
- ⁸ Kurt Klotzbach, *Der Weg zur Staatspartei*, Berlin/ Bonn, 1982, S.34.
- ⁹ 高橋進、前掲論文、15 頁。
- ¹⁰ 同論文、16 頁。
- ¹¹ 1957 年選挙については、U.W. Kitzinger, *German Electoral Politics: A Study of the 1957 Campaign*, Oxford, 1960.
- ¹² Niedersachsen-Bericht. Betrachtungen zum 15. September 1957, Bl.5, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- ¹³ Ebenda, Bl.3.
- ¹⁴ Dennis L. Bark, David R. Gress, *A History of West Germany: From Shadow to Substance 1945-1963*, Oxford/ Cambridge, 1993, pp.397f.
- ¹⁵ Klotzbach, a.a.O., S.436.
- ¹⁶ Prot. Sitzung des PV, am 18. September 1958, Bl.7, PV-Protokoll 1958, AdsD.
- ¹⁷ Prot. Sitzung des PV, PA und KK, am 25. September 1957, Bl.11f, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- ¹⁸ Ebenda, Bl. 2f.
- ¹⁹ Ebenda, Bl.13. オレンハウアーはこの後も繰り返し、SPÖ の基本綱領に学んで早く基本綱領を制定せよ、という指示を与えていた。
Prot. Sitzung des PV, PA und KK, am 14. Dezember 1957, Bl.17, PV-Protokoll 1957, AdsD.
Prot. Sitzung des PV, am 7. Februar 1958, Bl.5, PV-Protokoll 1958, AdsD.
- ²⁰ Petra Weber, *Carlo Schmid*, München, 1996, S.578.
- ²¹ シュミットは大支部南ヴェルテンベルクの委員長を務めていたが、全国レベルでの仕事の多忙を理由に「地元サービス」を怠っていたことが批判されてい

た。地元からは、月に一日でいいから自らが委員長を務める地方組織のために時間を作ってほしい、午前中は大支部の専従の党書記たちとの意見交換、午後は大支部幹部会の会議、夕方は黨員集会への出席と、必要な行事をシュミットのために一日にまとめるから、出席してほしい。それがどうしても無理ならば、大支部南ヴェルテンベルクの委員長を辞任してほしいという手紙が寄せられていた。彼は、このような批判に動じなかった。間もなく、この大支部も含めてバーデン・ヴェルテンベルク州にあった三つの大支部はシュトゥットガルトを中心にした一つの大支部(Bezirk Südwest)に統合され、シュミット解任の必要はなくなったが、シュミットが党の外では最も人気のある SPD の政治家であり、後に名前を挙げられながらも首相候補のような地位にはつげなかった理由の一端は、このような所にあったのかもしれない。E. Höse, an Schmid, am 18. September 1950, am 28. Oktober 1950, Nachlaß Carlo Schmid 1454, AdsD.

²² 「トロイカ」の形成について Carlo Schmid, *Erinnerungen*, Bern/ München/ Wien, 1979, S.660ff. Soell, *Fritz Erler*, Bd.1, Berlin/ Bonn, 1976, S.289ff.

²³ Erler, an Ollenhauer, am 3. Mai 1956, Bestand Ollenhauer 208, AdsD.

²⁴ Weisser, an Schmid, am 2. Oktober 1957, Nachlaß Schmid 671, AdsD.

²⁵ 1957年選挙後、党本部に寄せられた様々な意見は Bestand Ollenhauer 368 と 387 のファイルに所収されている。

²⁶ 副党首メリエスは、エルラーが彼の地元の大支部東ヴェストファーレンに影響を強めており、「副党首の大支部が『改革派』の手に落ちた」という評判が立つことは遺憾であると、大支部の幹部黨員に苦言を呈していた。Wilhelm Mellies, an Emil Groß, am 12. Dezember 1957, Bestand Ollenhauer 368, AdsD.

²⁷ Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes Südwest, am 19. Oktober 1957, Bl.1ff,

Nachlaß Schoettle 285, AdsD. よって、メリエスと同様にシェトレも「改革派」によって退陣を余儀なくされたとするのは適切ではない。大嶽、前掲論文、950～951頁。

²⁸ Soell, a.a.O., S.301ff. Klotzbach, a.a.O., S.404ff. *Die SPD-Fraktion im Deutschen Bundestag: Sitzungsprotokolle 1957-1961*, Düsseldorf, 1993, S.8f.

²⁹ フリッツ・ハイネが報道・宣伝、マックス・クーキルが組織、アルフレート・ナオが財務、ヘルタ・ゴットヘルフが婦人問題、ヴィリ・アイヒラーが文化政

策を担当した。

³⁰ Fritz Sänger, an Ollenhauer, am 21. September 1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.

³¹ Prot. Sitzung des PV, am 18. September 1957, Bl.7, PV-Protokoll 1957, AdsD.

³² Weisser, an Ollenhauer, am 17. Oktober 1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.

³³ Prot. Sitzung des PV, am 16. Oktober 1957, Bl.7, PV-Protokoll 1957, AdsD.

³⁴ Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes am 19. Oktober 1957, Bl.2, Nachlaß Erwin Schoettle 285, AdsD.

³⁵ Prot. Sitzung des PV, am 16. Oktober 1957, Bl.7f, PV-Protokoll 1957, AdsD.

³⁶ Prot. Sitzung des PV, am 20. November 1957, Bl.5f, PV-Protokoll 1957, AdsD.

³⁷ クネーリングンの組織改革構想をまとめたものは、Waldemar von Knoeringen, Vorschlag zur Änderung des sozial-demokratischen Parteistatuts, am 2. Dezember 1957, PV-Bestand K11, AdsD.

³⁸ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.298.

³⁹ Prot. Sitzung des PV, am 20. Februar 1957, Bl.10, PV-Protokoll 1957, AdsD.

⁴⁰ "Was ist jetzt zu tun?," *Berliner Stimme*, 15. Februar 1958, S.7.

⁴¹ Brill, an Erler, am 14. Februar 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.

⁴² Prot. Sitzung des PV, am 5. März 1958, Bl.1, PV-Protokoll 1958, AdsD.

⁴³ 以下に説明する「7人委員会」提案の内容は、この提案が基本的に承認された党幹部会全体会議の議事録 (Prot. Sitzung des PV, am 4. März 1958, Bl.6f, PV-Protokoll 1958, AdsD) よりも、党大会でのナオの説明に詳しい。 *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.285ff.

⁴⁴ Ebenda, S.291.

⁴⁵ Erler, an Brill, am 21. Februar 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.

⁴⁶ Brill, an Erler, am 14. Februar 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.

⁴⁷ Erler, an Brill, am 21. Februar 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.

⁴⁸ Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes Südwest, am 1. März 1958, Bl.4, Nachlaß Schoettle 285, AdsD.

⁴⁹ Prot. Sitzung des PV, am 4. März 1958, Bl.6f, PV-Protokoll 1958, AdsD.

⁵⁰ Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes Hessen-Süd, am 15. März 1958, Bl.1f,

Nachlaß Heinrich G. Ritzel 1216, AdsD.

⁵¹ 特に経済政策に強く反対した。 *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.195ff.

⁵² 党組織改革に反対したのは「左派」と「党官僚」で、組織改革反対という点で両者の間に連携が成立したという見解（たとえば兵藤前掲論文、241～242頁）は疑問である。組織改革については、エルラーやシュミットの「右派」が強い大支部ジュートヴェスト（シェトレ委員長）と「左派」の牙城と言われた大支部南ヘッセン（ビルケルバッハ委員長）は基本的に同じ方向を向いており、有給党幹部会員の分離選挙問題では、むしろ「左派」の方が「右派」を突き上げるような状況があった。基本綱領問題も含めて、SPDの複雑な党改革過程を分析する際に、「右派」対「左派」という対立概念を使うのは慎重にすべきであるという一例である。

⁵³ Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 26. Oktober 1957, Bl.1, Nachlaß Eichler PV/ Pr 1955-53, AdsD.

⁵⁴ Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 28. November 1957, Bl.1f,4, Nachlaß Deist 39, AdsD.

⁵⁵ Weisser, an Schmid, am 2. Oktober 1957, Nachlaß Schmid 671, AdsD.

⁵⁶ Prot. Sitzung des PV, PA und KK, am 14. Dezember 1957, Bl.17f, PV-Protokoll 1957, AdsD.

⁵⁷ Weisser, an Ollenhauer, am 25. Januar 1958, Bl.1ff, Bestand Ollenhauer 228, AdsD.

⁵⁸ Weisser, an Ollenhauer, am 1. Januar 1958, Bestand Ollenhauer 228, AdsD.

⁵⁹ Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 30. Januar 1958, Bl.1, Nachlaß Deist 39, AdsD.

⁶⁰ Dieter Dowe/ Kurt Klotzbach(Hrsg.), *Programmatisc he Dokumente der deutschen Sozialdemokratie*, Bonn,1990, S.322.

⁶¹ Weisser, an Carlo Schmid, am 2. Oktober 1957, Nachlaß Schmid 671, AdsD.

⁶² Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 12. Dezember 1957, Bl.1f, Nachlaß Deist 39, AdsD.

⁶³ Helmut Köser, *Die Grundsatzdebatte der SPD von 1945/46 bis 1958/59*, Diss.Freiburg, 1971, S.245. なお、この「統合問題」は、後述のように1959年まで尾を引く論争点となる。

⁶⁴ Ebenda, S.246ff.

⁶⁵ Köser, *a.a.O.*, S.248.

⁶⁶ 章名を列挙すると、1 われわれの時代の姿（「現代分析」）、2 民主的社会主义の基本的価値、3 法および国家政策、4 経済と社会（経済政策）、5 労働世界と福祉（社会政策）、

6 文化生活、7 諸国民の平和的協力の保障、8 唯一の道。基本綱領草案は、*Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.331-380.

⁶⁷ 「現代分析」は以下の七節からなっていた。1 恐れと希望の中にある人間、2 危機にさらされる民主主義、3 経済的自由のイデオロギーと現実、4 産業社会における被雇用者、5 世界政治の状況、6 資本主義と共産主義-そして自由、7 ドイツ分断-困難な負い目

⁶⁸ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.374.

⁶⁹ Ebenda, S.336.

⁷⁰ Ebenda, S.348.

⁷¹ Prot. Sitzung des PV, am 16. Mai 1958, Bl. 2f, PV-Protokoll 1958, AdsD.

⁷² Prot. Sitzung des PV, PA und KK, am 17./18. Mai 1958, Bl. 2ff, PV-Protokoll 1958, AdsD.

⁷³ Prot. Sitzung des PV, am 19. Mai 1958, Bl.1f, PV-Protokoll 1958, AdsD.

⁷⁴ Weber, *a.a.O.*, S.579.

⁷⁵ Ebenda, S.583.

⁷⁶ Erler, an Brill, am 21. Februar 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.

⁷⁷ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.307f.

⁷⁸ Prot. Sitzung des PV, am 2./3. Mai 1958, Bl. 5ff, PV-Protokoll 1958, AdsD. ヴェーナーは3月4日の党幹部会決定の再考を求めたわけだが、ビルケルバッハをはじめとして、「7人委員会」提案を不十分な組織改革案と批判し、党大会で動議を出す構えを崩していなかった地方組織の意向を踏まえての発言であったと推察される。オレンハウアーは改めて投票を行い、有給党幹部会員と無給党幹部会員の分離選挙を確認した。ヴェーナーも評決では反対しなかった。この会議で反対票を投じたのは、ヘッセン州首相のツィンとビルケルバッハであった。

⁷⁹ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.341f.

⁸⁰ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.350ff.

⁸¹ オレンハウアー党首は有効380票中319票を獲得、副党首選挙は383人（1人2票）が投票し、クネーリングンが346票、ヴェーナーが298票を獲得した。財務責任者ナオは、有効383票中271票の信任を得た。Ebenda, S.434.

⁸² 29名の氏名と得票数は、Ebenda, 457. この29人のうち、11人が初めて党幹部会員となる人々であった。その11人のうちブランドとメラー以外は全員が連邦議会議員であった。Soell, a.a.O., S. 314.

⁸³ Prot. des Parteitage der SPD 1958, S.317.

⁸⁴ シュトゥットガルト党大会で戦後 SPD 史における画期的な組織改革が実現したというのは通常強調されるとおりであるが、この時の組織改革の限界を確認しておきたい。シュトゥットガルト党大会では、地方組織の意見を党中央が聞く機関として、従来の党委員会(Parteiausschuß)に代わって党評議会(Parteirat)が設置された。

しかし変わった点は党幹部会が決定を下す前に開かれることになっただけで、党中央の決定に地方組織が実質的な関与をする制度的枠組みができたのではなかった。州を単位とした地方組織改革と中央指導部改革を連動させようという意図がクネーリングンの提案にはあったが、それが早々に葬られたことによって、通例「戦後 SPD 史の画期」と重視される 1958 年の組織改革はあくまで党中央レベルに止まり、地方組織との関係を含めた包括的な党組織改革は未完の課題として残っていたのである。

⁸⁵ ヴェーナーの後任として連邦議会議員団副団長に選ばれた。ダイストはシュトゥットガルト党大会で経済政策演説を担当し、党の経済政策委員長にも就任し、SPD を代表する経済政策家としての地位を固めていた。

⁸⁶ Klotzbach, a.a.O., S. 430. オレンハウアーは全体の統括、外国・インターナショナルと労働組合政策。ヴェーナーは組織、報道、党各部局間調整など党内問題全般に責任を持つことになった。クネーリングンは州政治の調整、文化政策、宣伝、青少年問題。エルラーは防衛政策。ナオは財務。ダイストは経済政策と農業政策。シャンツェンバッハは婦人政策と社会政策。シェトレは財政政策と自治体政策。かつてハイネが一手に牛耳り、批判を受けていた報道・宣伝部門は、ヴェーナーとクネーリングンに分割されたが、党組織全般にヴェーナーの影響力拡大が予想される布陣であった。

⁸⁷ 1959 年になると、党常任幹事会設置時の「建前」とは異なり、決定機関である党幹部会全体会議では、それに先立つ党常任幹事会での提案が読み上げられ、追認されることが多くなり、このようなパターンに懸念が表明されるようになっていた。たとえば、Prot. Sitzung des PV, am 13. Juni 1959, Bl.2, PV-Protokoll 1959, AdsD.

⁸⁸ 彼はシューマッハー時代から党の「金庫番」として重宝されており、資金づ

くりも含めて財務管理において余人をもって代え難いことは、「改革派」も認めざるを得なかった。シュトゥットガルト党大会の党幹部会構成員選挙でも、財務責任者のポストは党首、副党首と並んで競争選挙の枠外に認められていた。⁸⁹ 1949年の時点から、シューマッハー党首兼議員団長は、議員団人事においては「党の伝統」よりも専門知識を重視する方針をとっており、労働組合や民間の研究機関が野党のSPD議員に専門知識を提供して支えるようになっていた。加えて、1955年には議員団の各政策グループ(Arbeitskreis)ごとに、政策担当専門助手が公費で付けられるようになった。この帰結として、次第に議員団の中に各政策分野における専門家集団が形成されていったのである。彼らはその専門性を武器に、専従党官僚がコントロールできない地位を1958年党大会以前に確立していたことが、最近の研究では主張されている。

党幹部会と連邦議会議員団の関係の変化は、シューマッハー時代から吟味する必要がある、本稿の範囲を超えた大きな問題であるが、「党幹部会对議員団」という二項対立の問題設定の適切性も含めて(無給党幹部会員も入れれば両方の機関で活動した実力者が多かった)、「党幹部会の優位」が1958年の組織改革までSPDに支配的であったというテーゼは再吟味の必要がある。

Petra Weber, "Einleitung", in; *Die SPD-Fraktion im Deutschen Bundestag: Sitzungsprotokolle 1949-1957, Erster Halbband*, Düsseldorf, 1993, S. XXII, XXXIII, XL, LVff.

⁹⁰ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.393.

⁹¹ Hans-Joachim Mann, "Das Godesberger Programm als Ergebnis innerparteilicher Willensbildung," *Geist und Tat*, 24.Jg., 1969, S.231.

⁹² Ebenda, S.234.

⁹³ Köser, a.a.O., S.251.

⁹⁴ Thomas Meyer, "Willi Eichler-Vater des Godesberger Programms," *Neue Gesellschaft/ Frankfurter Hefte*, November 1991, S.1049.

⁹⁵ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.184.

⁹⁶ 「公的管理」「共同所有」については、後述する。

⁹⁷ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.179f.

⁹⁸ Ebenda, S.185.

⁹⁹ Ebenda, S.232f.

¹⁰⁰ Ebenda, S.254.

¹⁰¹ Prot. der Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses beim PV der SPD, am 28. November 1958, Bl.6, Nachlaß Deist 12, AdsD.

¹⁰² Ebenda, Bl.9.

-
- ¹⁰³ Weisser, an Deist, am 23. Dezember 1958, Nachlaß Deist 11, AdsD.
- ¹⁰⁴ Prot. der Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses beim PV der SPD, am 28. November 1958, Bl.5, Nachlaß Deist 12, AdsD.
- ¹⁰⁵ Prot. der Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses beim PV der SPD, am 23./24. Januar 1959, Bl.2ff, Nachlaß Deist 44, AdsD.
- ¹⁰⁶ Marta Schanzenbach, an Carlo Schmid, am 24. September 1958, Nachlaß Schmid 1406, AdsD.
- ¹⁰⁷ Erler, an Dr. Gustav Wyneken, am 24. August 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.
- ¹⁰⁸ Prot. Sitzung des Präsidiums, am 26. Januar 1959, Bl. 1, Präsidium. Protokolle. Vom 23. Juni 1958 bis 26. Oktober 1959, AdsD.
- ¹⁰⁹ Eichler, Vergleich des Entwurfs eines neuen Grundsatzprogramms der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands mit dem neuen Grundsatzprogramm der Sozialdemokratischen Partei Österreichs, 3 Blätter, Nachlaß Sänger 55, AdsD.
- ¹¹⁰ Brill, an Erler, am 14. Februar 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.
- ¹¹¹ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S. 454.
- ¹¹² Prot. Sitzung des Präsidiums, am 6. Mai 1959, Bl.1f, Präsidium. Protokolle. Vom 23. Juni 1958 bis 26. Oktober 1959, AdsD.
- ¹¹³ Rudolf A. Pass, an Weisser, am 12. Mai 1959, Nachlaß Deist 11. Pass, an Otto Blume, Horst Heidemann, Erich Potthoff, am 20. April 1959, Nachlaß Deist 44, AdsD.
- ¹¹⁴ 1901 年生まれのゼンガーは、オレンハウアーがマグデブルクで活動していたころからその知己を得ており、1946 年 Sozialdemokratische Pressedienst 再刊に際しては編集者となり、文章力に秀でた党员ジャーナリストとして知られていた。1957 年選挙後の危機にあっては、助言を党本部でなく直接オレンハウアーの自宅に送るよう求められていたほどに、彼の強い信頼を得ていた。Sänger, an Ollenhauer, am 21. September 1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- なお、Nachlaß Sänger 53 には、ゼンガーが基本綱領制定の最終段階で関与するようになってからの活動を記した、日記風の個人的メモが収録されている。以下、これを Sänger Notizen とし、日付を添えて注記する。
- ¹¹⁵ Sänger Notizen, am 29. April 1959, am 8. Mai 1959, Nachlaß Sänger 53, AdsD.
- ¹¹⁶ Prot. Sitzung des Präsidiums, am 11. Mai 1959, Bl.1, Präsidium. Protokolle. Vom 23. Juni 1958 bis 26. Oktober 1959, AdsD.
- ¹¹⁷ Prot. Sitzung des PV, am 26./27. Mai 1959, Bl.1f, PV-Protokoll 1959, AdsD.

-
- ¹¹⁸ Sänger Notizen, am 30. Mai 1959, Nachlaß Sänger 53, AdsD.
- ¹¹⁹ Sänger, an Ollenhauer, am 31. Mai 1959, Nachlaß Sänger 53, AdsD.
Kautsky, an Ollenhauer, am 1. Juni 1959, Bestand Ollenhauer 329, AdsD.
- ¹²⁰ Ollenhauer, an Sänger, am 4. Juni 1959, Nachlaß Sänger 53, AdsD.
- ¹²¹ Ollenhauer, an Kautsky, am 16. Juni 1959, Bestand Ollenhauer 329, AdsD.
- ¹²² Sänger Notizen, am 21. Juni 1959, Nachlaß Sänger 53, AdsD. この第一稿は Nachlaß Sänger 54 に収録されているが、以下の七章からなっていた。
①社会主義の基本的価値（自由、公正、連帯、平和、福祉）、②国家秩序、③社会における経済、④経済の新秩序、⑤社会的課題、⑥社会における文化、⑦国際共同体。なお、6月21日の第一稿以後、繰り返し書き直された「第二草案」の諸草稿は、Nachlaß Sänger 54 に収録されている。
- ¹²³ Entwurf für ein Grundsatzprogramm(Fassung vom 4. Juli 1959), Nachlaß Deist 41, AdsD.
- ¹²⁴ Prot. Sitzung des PV, PR und KK, am 7. Juli 1959, Bl.18f, PV-Protokoll 1959, AdsD.
- ¹²⁵ Ebenda, Bl.17.
- ¹²⁶ Eichler, an die Mitglieder der Programmkommission, am 6. Juli 1959, Nachlaß Sänger 53, AdsD.
- ¹²⁷ Der 4. Entwurf, Nachlaß Sänger 54, AdsD.
- ¹²⁸ Sänger, an Ollenhauer, Eichler, Deist und Braune, am 11. August 1959, Bestand Ollenhauer 338, AdsD.
- ¹²⁹ Entwurf für ein Grundsatzprogramm der SPD (Fassung vom 13. August 1959), PV-Protokoll 1959, AdsD.
- ¹³⁰ Sänger Notizen, am 21. Juli 1959, Nachlaß Sänger 53, AdsD.
- ¹³¹ Nachlaß Sänger 54 所収の Der dritte Entwurf（正確な日付は不明だが、7月28日の基本綱領委員会の後の稿）と、PV-Protokoll 1959 所収の9月3日の党幹部会全体会議に提出された Entwurf für ein Grundsatzprogramm der SPD (Fassung vom 13. August 1959)の比較。
- ¹³² Entwurf für ein Grundsatzprogramm der SPD (Fassung vom 13. August 1959), Bl.24f, PV-Protokoll 1959, AdsD.
- ¹³³ Prot. Sitzung des PV, am 3. September 1959, Bl.1ff, PV-Protokoll 1959, AdsD.
- ¹³⁴ Helmut Schmidt, an Ollenhauer, am 15. September 1959, SPD Bundestagsfraktion, 3. Wahlperiode 16, AdsD.

-
- ¹³⁵ ノイマンとブランドの権力闘争については、Abraham Aschkenasi, *Reformpartei und Außenpolitik: Die Außenpolitik der SPD Berlin-Bonn*, Köln und Opladen, 1968, S.144ff.
- ¹³⁶ Willy Brandt, "Gedanken zum Grundsatzprogramm," *Berliner Stimme*, 12. September 1959, S.1.
- ¹³⁷ *Berliner Stimme*, 3. Oktober 1959, S.9.
- ¹³⁸ Ollenhauer, an Schmidt, am 30. September 1959, SPD Bundestagsfraktion, 3. Wahlperiode 16, AdsD.
- ¹³⁹ Sänger Notizen, am 30. September 1959, Nadhlaß Sänger 53, AdsD.
- ¹⁴⁰ Sänger Notizen, am 2. Oktober 1959, Nadhlaß Sänger 53, AdsD.
- ¹⁴¹ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.543f.
- ¹⁴² Ebenda, S.48f.
- ¹⁴³ 「シュトゥットガルト草案」は基本綱領委員会の提案で、党幹部会提案ではなかった。
- ¹⁴⁴ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.72.
- ¹⁴⁵ 「シュトゥットガルト草案」に対する提議(Antrag)は、*Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.381~519 に収録されている。特に、提議 11 (マールブルク) から提議 15 (チュービンゲン) までは「シュトゥットガルト草案」に対する部分的修正案ではなく、対抗草案と言って良い内容と分量を持っていた。
- ¹⁴⁶ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.117ff
- ¹⁴⁷ *Prot. des Parteitages der SPD 1958*, S.370.
- ¹⁴⁸ ゴーデスベルク綱領における「社会主義の基本的価値」は、カトリック教会との対話集会を通じて SPD に提起された問題に答えるものとして、積極的な意味を持った。すべての政党は同じ基本的価値体系に立脚し、選挙民がイデオロギーでなく政策を選べるようにすべきであるとネルブロイニングは求めている。また、多数決によっても変更し得ない基本的な価値や人権についての最小限の合意形成を、グンドラッハは要求していた。
- ¹⁴⁹ Thomas Meyer, "Willi Eichler-Politiker, Programmatiker, Publizist," in: *Willi Eichler zum 100. Geburtstag*, 1995, Bonn, S.17f.
- ¹⁵⁰ Thomas Meyer, "Willi Eichler-Vater des Godesberger Programms: Eine Erinnerung zum 20. Todestag," *Die Neue Gesellschaft/ Frankfurter Hefte*, November 1991, S.1049.
- ¹⁵¹ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.353.
- ¹⁵² Ebenda, S.355.
- ¹⁵³ Ebenda, S.103f.
- ¹⁵⁴ Ebenda, S.142,166.
- ¹⁵⁵ Ebenda, S.529.

-
- ¹⁵⁶ Ebenda, S.168ff.
- ¹⁵⁷ Ebenda, S.178ff.
- ¹⁵⁸ Ebenda, S.360.
- ¹⁵⁹ 「第二草案」と基本綱領では、企業の所有形態は「自由な私企業」「公共企業体」「協同組合等の自由な共同経済」(Gemeinwirtschaft)」「共同所有」の四つに分類されていた。Ebenda, S.19f, 350f.
- ¹⁶⁰ Ebenda, S.221f.
- ¹⁶¹ Ebenda, S.195ff.
- ¹⁶² Ebenda, S.224.
- ¹⁶³ Preller, an Schmid, am 9. August 1959, Nachlaß Schmid 1216, AdsD. Auerbach, an Ollenhauer, Knoeringen, Wehner, am 31. August 1959, Nachlaß Preller 93, AdsD.
- ¹⁶⁴ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.322.
- ¹⁶⁵ Fritz Sanger, *Soziale Demokratie: Bemerkungen zum Grundsatzprogramm der SPD*, Hannover, 1964, S.37.
- ¹⁶⁶ Wigbert Hildebrand, *Der Mensch im Godesberger Programm der SPD*, Bonn, 1967, S.134.
- ¹⁶⁷ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.268ff.
- ¹⁶⁸ Ebenda, S.278.
- ¹⁶⁹ Ebenda, S.271.
- ¹⁷⁰ Ebenda, S.370.
- ¹⁷¹ Ebenda S.282ff.
- ¹⁷² Ebenda, S.379.
- ¹⁷³ Dowe/ Klotzbach(Hrsg.), *a.a.O.*, S.304.
- ¹⁷⁴ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.166f.
- ¹⁷⁵ Franz Barsig, "Freiheit und Sozialismus: Der "Langer Marsch" der SPD nach Godesberg," in: Roderick Klett und Wolfgang Pohl (Hrsg.), *Stationen einer Republik*, Stuttgart, 1979, S.100.
- ¹⁷⁶ Ebenda, S.321ff.
- ¹⁷⁷ Susanne Miller, *Die SPD vor und nach Godesberg*, Bonn, 1974.
- ¹⁷⁸ Klotzbach, *a.a.O.*, S.499.
- ¹⁷⁹ Klotzbach, "Die moderne SPD. Entwicklungslinien und Hauptprobleme von 1945 bis zur Gegenwart," Dieter Dowe/ Kurt Klotzbach, *Kampfe-Krisen-Kompromisse*, Bonn, 1989, S.113.
- ¹⁸⁰ W.アーベントロート (広田司朗・山口和男訳) 『ドイツ社会民主党小史』(ミネルヴァ書房、1969)、151頁。
- ¹⁸¹ 同上書、152頁。

¹⁸² Theo Pirker, *Die SPD nach Hitler*, München, 1965, S.285.

¹⁸³ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.326.

¹⁸⁴ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.306.

¹⁸⁵ Gerhard Buss, an Erler, am 22. Juni 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.